

日立 総研

特集

中国の第13次5カ年計画にみる
経済社会政策の展望

vol.11-1

2016年5月発行

表紙題字は当社創業社長(元株式会社日立製作所取締役会長)駒井健一郎氏 直筆による

日立 総研

vol. 11-1
2016年5月発行

- 2 巻頭言
4 対論 ～ Reciprocal ～

特集

中国の第13次5カ年計画にみる 経済社会政策の展望

- 12 寄稿
第13次5カ年計画要綱をどう読むか
日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所 次長 真家 陽一
- 18 寄稿
中国の第13次5カ年計画要綱から見る金融改革の展望
野村資本市場研究所 北京駐在員事務所 首席代表 関根 栄一
- 28 日立総研レポート
中国企業の海外進出はインフラ輸出重視へ
研究第一部 中国グループ 主任研究員 衣笠 一步 日立(中国)有限公司 経済・産業研究中心 副総経理 陳 威
- 32 寄稿
新型城鎮化のチャンスと挑戦
清華大学(建設管理学科)博士 張博 清華大学(建設管理学科)教授 王守清
- 38 寄稿
第13次5カ年計画における環境保全主要施策および重点分野に関する分析
清華大学環境学院 環境管理・政策教研所 所長 常 杪
- 42 Voice from the Business Frontier
高度成長から中速成長へと向かう中国経済とビジネス環境の回顧・展望
日立(中国)有限公司 総経理 金森 秀人氏
- 46 研究紹介
48 先端文献ウォッチ

サイモンとガーファングルの「アメリカ」

(株) 日立総合計画研究所
取締役社長
白井 均

サイモンとガーファングルは数々の名曲を生んだアメリカのフォーク・ロック・デュオです。とりわけ1970年に発表された「明日に架ける橋」(原題: Bridge over Troubled Water) は、この年のビルボード年間チャート1位を獲得し、日本も含め世界的に大ヒットしました。現在も多くの歌手にカバーされるスタンダードナンバーとなっています。

サイモンとガーファングルは、他にも映画「卒業」で使われた「サウンド・オブ・サイレンス」(The Sound of Silence)、「ミセス・ロビンソン」(Mrs. Robinson) など数多くの名曲を残しています。その中で、1968年にリリースされたアルバム「ブックエンド」の中に収められている「アメリカ」(America) は、その後シングルでも発売され、ビルボード誌で最高53位のスマッシュヒットとなりました。歌詞は、若い恋人同士が長距離バスに乗って旅を続ける風景を短編小説のようにつづっています。女性の名はキャシー(Kathy)、ポール・サイモンのかつての恋人の名前です。二人は、ゲームに興じたり、雑誌を読んだり、たわいのない冗談を言い合ったりしながらバスの旅を続けます。気付いたら横で眠ってしまっている恋人に、男は「キャシー、僕はなくしてしまったんだよ」、「僕は空っぽで苦しいのに、それがどうしてなのか分からないんだ」と語りかけます。一貫してけだるさと憂鬱(ゆううつ)を漂わせるメロディーのサビの部分では、「僕はアメリカを探しに出てきたんだ」(I've gone to look for America)、さらにエンディングでは「みんな、アメリカを探しにやってきたんだ」(All gone to look for America)。

この曲が作られた1968年、多くのアメリカの人々は、自らの国「アメリカ」とは何なのかを見失い、その答えを探し求めていました。共産主義のアジア各国への拡散を防ぐという大義のもと、圧倒的な軍事力を持って介入を深めたベトナム戦争においては、1月にテト攻勢(テトはベトナムの旧正月の祝日)と呼ばれる北側の一斉ゲリラ攻撃が起こり、南ベトナムのサイゴンにあった米国大使館も一時占拠されます。テト攻勢の現実、北ベトナム全土で行われた空爆の悲惨な実態も一般家庭のテレビで放映されるようになり、国民は終結間近のはずの戦争が、実は泥沼化していることを知ります。

長年公民権運動を主導し、「米国における人種偏見を終わらせるための非暴力抵抗運動」への貢献によってノーベル平和賞を授与されたマーティン・ルーサー・キング牧師が、遊説中のテネシー州メンフィスで白人男性の凶弾に倒れたのもこの年の4月のことでした。

1968年は今年と同様、大統領選挙の年でもありました。現職のジョン

ソン大統領が不出馬を表明した民主党の有力候補は、暗殺されたケネディ元大統領の弟、ロバート・ケネディでした。貧困の撲滅、人種差別撤廃を掲げ、キング牧師が暗殺された4月4日には警察の反対を押し切って「私の家族も白人によって殺された。今この国に必要なのは分裂ではない。今この国に必要なのは憎しみではない」、とインディアナポリスの黒人街で訴えます。しかし、カリフォルニアの予備選に勝利し、民主党の指名確実となった直後の6月、彼もまたロサンゼルスのホテルで銃撃を受け倒れます。

結局、この年米国民が最終的に選んだのは、公民権運動や反戦運動が暴徒化、過激化しているとし、法と秩序の回復を訴えた共和党のリチャード・ニクソンでした。ただし、民主党のハンフリー候補に対してわずか1.2%という僅差での勝利でした。

半世紀近くの時が流れた今年の大統領選挙においても、再び多くの人々が「アメリカ」を探し求めているかのように見えます。ただ、その風景は大きく様変わりしています。1968年以來約5,900万人の移民が米国に到着し、その子どもや孫を含めると7,200万人の移民が米国の人口に加わりました。白人の比率は84%から62%へ大きく低下し、逆にヒスパニックの比率が4%から18%へ上昇、11%から12%とほぼ横ばいにとどまっている黒人の比率を超えました。

1968年のアメリカでは、誰も想像しなかったであろう黒人大統領が誕生してやがて8年がたとうとしています。“CHANGE”を掲げて就任したバラク・オバマは、「アメリカ」をどのように変えたのか。そして国民は、その後継者をどのように選ぶのか。半世紀後の大統領選の論戦は、国民の生活、安全、豊かさ、格差是正などに向かっています。民主主義、自由貿易、差別撤廃といった米国が世界に提起し、各国にその実現を求めてきた理念や大義は片隅に追いやられたかのようにです。2016年の「アメリカ」を探す旅は最終的にどこにたどり着くのか、それは今後の世界の地政学的地図も大きく塗り変える可能性も秘めています。

注：米国の人口構成比は Pew Research Center による

混乱の続く中東情勢、今後の展望と安定化への課題

～混迷を深めるシリア内戦、大国イランとサウジアラビア対立の行方～

緊張が続くシリア内戦、イランとサウジアラビアの外交関係断絶、過激派組織イスラミックステート(IS)を信奉する若者たち。中東は、なぜこれほどまでに混乱を極め、その混乱から抜け出せずにいるのでしょうか。中東問題は政治・宗教・歴史などが複雑に絡み合い、日本人には理解し難いことが多くあります。他方、最近では経済制裁解除によってイランへのマーケットとしての期待が高まるなど、大きな変化も見えます。今回は、中東政治の専門家である千葉大学法政経学部長の酒井啓子氏をお招きし、混乱の背景や安定化への方策、今後の動きなどを伺います。



酒井 啓子氏

千葉大学法政経学部学部長

1982年東京大学教養学部卒業後、アジア経済研究所(現在の日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所)に入所。その後、在イラク日本国大使館専門調査員、在カイロ海外調査員、東京外国語大学教授をへて現職。

また、日本国際政治学会理事長、東京財団仮想制度研究所(VCASI)フェロー、日本学術会議第一部会会員、朝日新聞書評委員などつとめた。

著書として、『イラクとアメリカ』(2002年、岩波新書)、『イラク 戦争と占領』(2004年、岩波新書)、『イラクは食べる』(2008年、岩波新書)、『中東から世界が見える』(2014年、岩波ジュニア新書)、『移ろう中東、変わる日本 2012-2015』(2016年、みすず書房)ほか、多数。

2003年にアジア調査会 アジア太平洋賞 大賞、2009年に大同生命 大同生命地域研究奨励賞を受賞。

中東情勢混乱の背景

白井: 中東情勢は長い間混乱が続いています。ビジネスにおいても、原油価格下落の影響など、さまざまな問題を抱える中東と向き合うのは困難が多い状況です。

酒井先生はイラク政治史、現代中東政治の専門家です。はじめにイラクに焦点を当ててお話を伺いたと思います。1980年のイラン・イラク戦争、1991年の湾岸戦争、2003年のイラク戦争、そして最近ではイスラミックステート(IS)が支配地域を拡大しています。中東諸国の中でもとりわけイラクで、これほど長い混乱が続く背景についてお聞かせください。

酒井: 中東諸国は原油産出相手国であるとともに、^{ぼくだい}莫大なオイルマネーを使ってさまざまな事業投資を行っています。つまり産油国が豊かであれば先進国ももうかるという構造があるわけです。イラクはこの典型的な例で、70年代末から80年代前半ぐらいまでは国内の開発事業などに潤沢な資金を投入していました。日本企業はビジネスが成立する国として今も当時のよいイメージをお持ちだと思います。それだけに、一体なぜ今のような大混乱状態になってしまったのかという思いも強いのではないのでしょうか。

イラクに限ったことではありませんが、中東情勢が安定していた時代は良くも悪くも独裁政権が敵をつくりながらも比較的うまく国を運営していました。フセイン政権もずっと独裁政権でしたが、イラク戦争で一気に崩壊してしまいました。これが大混乱のそもそもの出発点です。米国では2001年に9.11という非常にショッキングな事件が起き、それ以降、中東の独裁政権やテロ予備軍に対し神経を高ぶらせるようになりました。そして軍事的手段でアフガニスタンやイラクで独裁政権を攻撃したところ、これまでの安定も一緒にひっくり返ってしまったのです。

独裁政権を倒すのに外国の介入を招いてしまうなら、自分たちで独裁政権を倒したほうがまだ、というムードとなり、実際に「アラブの春」で政権が交代した国がいくつか出て、それがまた混乱を生んでいます。民主化の失敗といえばそれまでですが、イラク戦争で政権交代を急ぎ過ぎたがゆえに、イラクだけではなく、他のアラブ諸国全体に政体を揺るがす不安要因がまん延してしまった、そこに不安定化の根源があるのではないかと考えています。

白井: 「アラブの春」は、中東諸国の民主化進展への期待から世界の注目を集めました。西側諸国の人々は、これで次々に独裁政権が終わり民主化されていくと、今振り返れば西側の基準で

極めて単純に将来の想定をしてしまいました。今でも覚えています。イラク戦争が終結した際、米国の新聞には「フセイン政権後の民主化では第2次大戦後の日本の民主化がモデルになる」という内容の記事が出ていました。それを読んだとき、イラクと日本は明らかに違うはずと直感的に感じました。今の中東情勢を見れば、結局チュニジア以外の国は民主化どころか内戦に陥り、西側が期待した結果とは全く違う方向に進んでしまっています。やはり西側とは異なるさまざまな要因があると思います。アラブの春はまだ続いているという見方もありますが、どのようにお考えですか。

酒井: これは非常に難しい問題ですね。先ほど、イラク戦争で独裁政権を倒すことについてもう少し慎重さが必要だったとお話しましたが、なぜ外からの介入で政権交代を図ることが問題なのかというと、それは「勝ち組」がはっきりしないからです。フセイン政権を倒したのは米国であって、国内ではフセイン政権を倒した「勝ち組」が誰かということがはっきりしない。一応、米国が民主化を進めて自由選挙を実施し、政権が成立したわけですが、選挙に勝ったところでその選挙は米国の戦争がもたらしたもので、国民の間には納得のいかない感情がずっと残ります。戦争でパージされた「負け組」にしてみれば、「勝ち組」がよそ者の力を借りて権力を得たにすぎないのに自信満々なのが気に入りません。この不満や反感が混乱を引き起こす原因になったと思います。

エジプトのアラブの春に話を戻しますと、外国勢力の介入による政権交代とは違い、自分たちで独裁政権を倒さなければいけないという自発的な動きが根本になっています。日本から見ても大変期待できる動きに見えました。声なき若者たちが立ち上がって国を変えようとする生き生きとしたムードがありました。

ところが政権を自由選挙で選べるようになってもうまくいきません。選挙に慣れない人たちは、どうしても身近な慈善組織や宗教政党に投票してしまいます。国を変えようと奮起したのはリベラル派などの青年層が中心でしたが、組織化されておらず、政党としての経験もありません。結果、選挙では、身近で日常生活のトラブルを解決してくれる、福祉政策を手厚く実行してくれるなどの活動を続けていたイスラム政党が圧勝しました。

戦後のイラクも同じでしたが、選挙に勝った政党はどうしても図に乗ってしまいます。長年、独裁政権の下で非合法活動に苦しんでいた政党が、自由な選挙制度が導入されたことによって圧勝し、これで自分たちの世の中になったと思ってしまう。どこの国にも見られることですが、アラブの春によって躍進したエジプトの

ムルシー政権も、本来の政策より自分たちの利益を優先させ、自派勢力の強化にまい進しました。結局、選挙で選ばれたにもかかわらず、ムルシー大統領はわずか1年で多くの国民から見捨てられ、軍事クーデターによってその地位を追われたのです。エジプトは軍の力が非常に強い国ですから、国民は選挙で再び政権を変えようというより、軍の介入を歓迎するという発想になってしまいました。

こうして振り返ってみると、国民が急いで成果を求めすぎたのが残念です。もう少し時間をかけて選挙活動をするとか、新政党を



結成するとか憲法改正にじっくり取り組むなどしていればソフトランディングできたのではないのでしょうか。

エジプト以外に目を向けると、同じアラブの春でもその後の展開は国ごとに大きく異なります。シリアでは、国民が立ち上がったものの決着がつかず混乱状態が続いています。北アフリカのリビアの場合は、北大西洋条約機構(NATO)やヨーロッパ諸国が民主化勢力を支えようと介入しましたが、イラクと同じで本当の勝ち組がおらず、内戦に陥ってしまいました。

シリア内戦やISから見えるもの

白井:シリアでは、アサド大統領が長期にわたって独裁政権を維持してきましたが、現在は政府軍、反政府軍、ISが対峙する状態にあります。当初はアサド政権がすぐにも崩壊し、反体制派が新政権を樹立するという見方もあったのですが、アサド政権は現在も残り、むしろ反体制派の勢力が小さくなってきた印象もありま

す。勢いを増すISに対して米国が攻撃を開始し、ロシア、フランスが介入、隣国のトルコもクルド人問題で絡んでくるなど、複雑なパズルのような状況です。アラブの春以降、民主化進展どころか内戦になった国はほかにもありますが、とりわけシリアの内戦がここまで激化したのはなぜでしょうか。

酒井:イラク戦争前は、イラクとシリアだけは反政府勢力が自力で独裁政権を倒せないだろうといわれていましたし、それは反政府側も自覚していました。ところが、イラクでは米国との戦争によって独裁政権が倒れました。シリアの場合も周辺国の介入がなければ現在の状況にはならなかったはずですが。

私は当初、アサド政権を倒すまでにはいたらず、多少なりとも民主化要求や反政府勢力の声を取り入れ、決着がつくだろうと思っていました。しかし、そうはならなかった。その要因は二つあります。一つは、反政府勢力が自分たちを過大評価し、リビアのように欧米からの支援を期待したものの、ほとんど支援が得られなかったことです。

もう一つの要因は、アラブの春の連鎖に非常に敏感なサウジアラビアの存在です。サウジアラビアは中東各国で政権交代の芽が出てきたことを快く思っていない。これまでつくり上げてきた同盟関係が一気に崩れてしまう、何とかしなければいけないと考えています。もともとシリアとサウジアラビアは宗派以外にも軍事政権と王政、共和制と王制といったように、さまざまな違いがあります。サウジアラビアはこの機会にアサド政権をひっくり返すことができると考えたのでしょうか。サウジアラビアとしては、イラクやリビアのように欧米が介入するはずと期待したのですが、意に反して米国は積極的に反アサドで行動を起こさなかった。そのため、自分たちで介入していくしかなく、同じように考える周辺国を集めて、トルコや湾岸の小さな国々も加わる構図を描いたのでしょう。

対するアサド政権は、イラン・イラク戦争のころから良好な関係にあるイランに支援を求めます。そしてイランと密接な関係にあるレバノンのヒズボラのような武装勢力も参戦したことで、シリア内戦は早い時期に「サウジアラビアとイランの代理戦争」になってしまったのです。要するに、国内の力関係でいえずぐに決着がついたところを、覇権や国益をめぐる外部勢力が次々に介入したことで長引いてしまったわけです。ロシアが介入したのは、周辺国に任せては一向に決着がつかない、おそらく米国の積極介入はないと判断したうえで、超大国の一つとして決着をつけるために名乗りをあげたといえます。

白井:今の中東情勢をより複雑にしている要因として、ISの台頭

もあると思います。そもそもISとは一体何なのか。従来のイスラム過激派との1番大きな違いは、ネットを通じて「グローバル・ジハード」を提唱し、世界のイスラム教徒に発信していることが挙げられます。こうした方法論、国際ネットワークを使った理念の提唱と国境を越えた支配地域の拡大など、明らかに従来とは異なる動きを見せています。良い悪いは別にして世界各地でISの信奉者が出ているのが現実です。特定の国に存在する一部の過激派ならば封じ込める方法もあるのですが、理念だけでつながったボーダレスな勢力の拡大を全てつぶすのは難しいように思います。

酒井:おっしゃるように、ISはアルカーイダなどのような他のイスラム過激派の先行組織とは様相を異にしています。ISをひと言でいうなら、「空き地に居座ってしまったさまざまな不平不満分子の吹きだまり」です。しかもブラックホールのように、あちこちらの吹きだまりを吸い寄せているのがIS勢力拡大の一つ目の理由です。

具体的には、イラク戦争後のイラク新体制から排除され、国内にいられなくなった大勢の人々が行き着いた先がISでした。また、シリア内戦で立ち上がった人々が、どうにもならずに行き場を失う。さらに昨年フランスで起きたパリ同時多発テロ事件などを見ても分かるように、イスラム教徒であることで差別を受け、社会に適応できなかった若者が欧州に対する遺恨や怨念を晴らそう、リベンジしようとしてISに向かうわけです。

さらにいえば、何が本当の理由なのかよく分からない、単に暴力に憧れる、何となく格好が良いというだけで武装活動に加わる人もいるのです。余談ですが、こんな話もあります。エジプト人の青年がある日突然ISに行ってしまう、周囲は驚きました。彼は自他共に認めるマッチョで女性にすぐモテました。肉体を鍛えて西洋的な格好良さを求めていたはずなのになぜISなのか。理由は、やはり経済的な余裕がないためにいくらモテても結婚できない。そういう解決できない不満を抱えたあげく、ISの戦士になってしまう。ISでは結婚資金が貯まらなくても結婚できます。逆にIS戦士の妻になりたいと憧れる女性たちも欧州から入ってくるくらいですから、さまざまな異なるレベルで人が集まってくる。そう考えると、各国で今の社会に不平不満を抱えた人々が行き場所を見つけた、ということだと思います。

二つ目の理由は、シリア、イラク、リビアが内戦状態となる中で、政府も反政府勢力も力が及んでいない場所、つまり無秩序な状態で放置された「空き地」ができたということです。こうした政府側も反政府側も統治の及ばない場所があったからこそ、ISがそ

れを占拠することができた。子どもたちが秘密基地を見つけるのと同じように、そこに自分たちの拠点を築いていったことです。

三つ目は、先ほどお話に出た理念です。イスラム世界では、第1次世界大戦が終わるまではカリフ制(政治と宗教の両面でイスラム共同体を率いる指導者をもつ制度)というイスラム的な統治方法を用いていました。日本でいえば幕藩体制が黒船の来訪でひっくり返ったように、イスラム世界は第1次世界大戦を機にカリフ制がなくなりました。カリフ制廃止によりオスマン帝国は今日の近代的なトルコ共和国になりましたが、それで本当に良



かったのかと疑問を持つ人々は今もたくさんいるのです。特に、第1次世界大戦後は西欧諸国に植民地支配されましたので、カリフ制が終わったことと植民地下に置かれたことが一緒になり、「もしカリフ制が続いていれば」と夢を抱く人たちは結構います。今ISは夢を現実にしたと吹聴しています。内実はともあれ、それをスゴイことだと思うイスラム教徒はいます。これら3つの理由がISを動かしているのです。

イラン、サウジアラビア、二大国の行方

白井:これから先の中東情勢を考えると、気になるのはやはりイランとサウジアラビアの動きです。

まずイランですが、核開発疑惑に伴う経済制裁が解除され、ビジネスの世界では国内のインフラ整備など、市場としての期待が高まっています。

ただ、今後イランの政治経済が安定するのかという不安は依然

として残ります。国際社会の一員として責任ある役割を果たしていけるのでしょうか。

酒井: 私は中東地域の中でもアラビア語を話す国々が専門ですので、ペルシャ語のイランは専門から少し外れますが、分かる範囲でお話します。何といてもイランは大国ですから、国際社会に永遠に戻ってこないままですむわけがないと見ていました。逆に、ここまで蚊帳の外に置かれたこと自体が大きな問題だったと言えます。イランが孤立させられていた理由は核開発ではなく、1979年のイラン革命です。革命の混乱の中でテヘランの米国大使館が占拠され、1年3カ月にわたり50人以上が人質となった事件は、当時のカーター政権にとって屈辱的でした。このときのトラウマが米国の政界に長い間尾を引いてきました。ただ、それにとらわれすぎると問題という声は以前からありました。クリントン政権の時代も関係改善の試みは多少ありました。

ご指摘の通り、イランが国際社会の一員としてきちんとしたプレイヤーになれるのかが注目されます。今は問題がないように見えても、それが未来永劫^{えいごう}続くのかは疑問です。

現在のハッサン・ローハニ大統領は国際社会とうまく付き合っています。先日の選挙では大統領派が議会で多数になったので、当面は現状の体制が進むことが予想されます。

ただ、米国をはじめ国際社会が常に懸念するのは、その上のハメネイ最高指導者の存在です。議会や大統領の言葉もひっくり返してしまう権威を持っていますから、やはりリスク要因になります。しかも彼は高齢ですから後継者がどう動くかもわかりません。選挙結果から様子見していくしかありませんが、今の流れでいけば数年間は安定するのではないかと思います。

イランがISを制御していくことも重要です。地上戦でISを相手にしっかり戦えるのはイランだけです。先進国はその点を利用せざるを得ないし、逆にIS対策でイランとある程度協働せざるを得ない。そういった意味でイランと欧米諸国のパイプは太くなる環境にありますので、若干不安要因はあっても確実に国際社会に復帰してくることでしょう。

サウジアラビアが台風の目に

白井: もう一つの大国サウジアラビアは、石油で富を蓄積し、米国の軍事的な後ろ盾として中東で大きな影響力を維持してきました。最近原油価格の下落が続く、シェール革命によって資源輸出国となった米国はサウジアラビアへの態度が冷たくなったように思います。サウジアラビア側もシェールオイルに対抗し

て、明らかに供給過剰でありながら減産しないため、米国との関係は従来ほど緊密ではありません。サウジアラビアの財政自体も厳しくなっており、財政赤字がGDPの2割程度に相当する状況です。石油輸出で蓄積した資金を運用するソブリン・ウエルス・ファンド(SWF)を取り崩しているため、世界の株式市場にも大きな影響を与えています。サウジアラビアを安定させていた要因が崩れつつあるわけです。王族の世代交代などを考えると、内政も従来ほど安定していないように見えます。こうした状況下で、サウジアラビアは今後どのような外交を展開していくのでしょうか。

酒井: 私は、これからサウジアラビアが台風の目になると思います。米国がサウジアラビアとの関係を疑問を抱き始めたのは、15年ほど前だと思います。9.11テロ事件で実行犯の大半がサウ



ジアラビア人だったと報道され、米国の議会でもサウジアラビアの封建性を問題視する声が出ました。そもそもサウジアラビアの宗派(ワッハーブ主義スンニ派)自体が非常に厳格で、多様性を認めないこと、また王政のような非民主的な体制の国を支持し続けてよいのかという疑念です。それ以降、米国はサウジアラビアに対してテロリストを生む土壌を抱えているのでは、との疑惑をずっと持っていますから、イラク戦争のあとには、イラクを同盟相手にして、米国の活動拠点とすることができればサウジアラビアはもう必要ないという声も出ていたのです。

ISに流れる人がチェルニョブイの次に多いのはサウジアラビアだといわれています。人口比で見ればサウジアラビアが最も高い状況です。米国は、サウジアラビアがテロをしっかり取り締まる気

がないという疑念を抱いています。サウジアラビア側も、米国への信頼を失っています。これはイラク戦争によってフセイン政権が倒れた後、勝ち組になったのはシーア派で、しかもイランの影響をかなり受けている。結果として米国がイラクをイランの自由になるようなエリアにしてしまったとして相当ピリピリしているわけです。それもあって、シリアのアサド政権を倒し、イラクをイランに取られた代わりにシリアは自分たちが取ると、「取られたら取り返す」的な発想で介入したのだと思います。シリア内戦でも反アサドで米国に介入を求めたのですが、オバマ大統領は期待に反して軍事攻撃を控えました。そのためサウジアラビアは米国を半ば見切って自ら軍事行動を展開する方向に進んでいます。



サウジアラビアが石油の減産に動かないのは、自らのシェアが下がり、イランがシェアを拡大するリスクを避けるためでしょう。原油市場のプロデューサー的な役割をかなぐり捨てて自国の利益確保にまい進しているのが現状です。

内政では、現在の国王の息子が副皇太子となり、国防相として軍事作戦を陣頭指揮しています。これまでにない形でイエメンやシリアに軍を送り込んでいるので、軍事費も相当かさんでいるはずです。経済合理性を考えずに、軍事中心の外交に大きく傾斜してどこまで持つのかを今後を占う上で重要となるでしょう。

国王が自身の息子を使って権力固めをするような路線は、王族の中からも反対者が出るのではないかと言われていました。そうすればいずれ歯止めがかかると思っていたのですが、今もそ

の路線は続いています。国内での自浄作用がなければ、外交政策もどうなるかわかりません。今のところイランを仮想敵国とした代理戦争にとどまっていますが、イランと断交したことからも今後さまざまな衝突にエスカレートする可能性は否定できないでしょう。

一方、2016年1月、首都テヘランで発生したサウジアラビア大使館襲撃事件への対処で、イランはサウジアラビア側の挑発に乗るような姿勢を取っていません。おそらく選挙や対米関係、今後の国際社会への復帰などを考えて慎重にしているのでしょう。イランがこのまま冷静に動ければよいのですが、もしお互いにエスカレートすることになれば厄介な状況に陥ります。

安定化に向けて、どんな政策が必要か

白井: 中東諸国で起きている一連の動きが世界に波紋を広げ、IS支配地域への空爆をめぐって戦後のNATOを中心とした安全保障体制が揺らいでいるようにも見えます。米国が本格的な軍事介入に消極的なことが一つの要因ですが、一方でフランスはロシアと手を組んで空爆を強化、ドイツは不参加と、欧米各国の動きに違いが出ており、NATOの足並みが乱れています。現在の中東情勢は戦後続いてきた西側諸国の軍事・外交秩序にどのような影響を与えていくとお考えですか。

酒井: 冷戦期の地域安全保障同盟の集团的行動にみられた秩序の「軸」がなくなってきたのだと思います。ロシアに対しても、中東に対してもそうですが、NATOの足並みがそろわなくなっています。ご指摘のように、1番の原因は米国の後退です。米国の中東政策が変化し、オバマ政権はかつてのブッシュ政権のようなやり方で主導権を取ることはないでしょう。米国がイラク戦争で受けた傷は大きく、二度と繰り返すことはできないと将来の指導者も考えるはずで

今、中東地域で起きていることは、ひと言でいうと、ISに対する戦いといいつつ、その裏で自国の利益を優先的に追求し、それに乗じて自国の敵を勝手に倒そうとする戦いです。ISをエネミー・ナンバーワンとして、足並みそろえて倒そうとしているように見えますが、実際は国ごとに本当の敵がいます。

典型的なのがトルコです。IS打倒に協力するといって欧州に資金援助を要請し、欧州と足並みをそろえる姿勢を示していますが、エルドアン政権が1番ターゲットにしているのはクルド人勢力です。さまざまな軍事行動はクルド人に対して向けられています。他方、サウジアラビアの目下の敵はアサド政権です。ISを倒す



態勢に入っていますが、実際のターゲットはアサド政権です。混乱を引き起こしているシリアでの代理戦争がこの先深刻化することは目に見えています。米国が後退する中で、中東地域の安全保障の軸をどのように築き上げるのかが全く見えません。アラブ諸国にとって、かつてはイスラエルが全ての国のエネミー・ナンバーワンであり、アラブ各国が結集できました。しかし、今はIS攻撃の裏でそれぞれが違う敵と戦っているのですから、しばらくは混沌とした状況が続くのではないのでしょうか。代理戦争の構図が崩れ、相互に介入し合うような戦争となる不安もあります。

白井: あえてお聞きしたいのですが、今後、中東情勢が安定に向かう可能性があるとするばどのような条件が整ったときでしょうか。

酒井: ISのような勢力を生み出さないためには、地道な方法ですが、世界中で不平不満を持つ若者を育てないことだと思います。先ほどのエジプトの青年にしても、ISに向かう出発点にあるのはやはり社会経済的な問題です。欧州では移民社会に対する差別が根深くあり、アラブの春が起こっても状況は改善していません。チュニジアが顕著な例ですが、民主化の歩みは止まっていないのに経済は良くならず、不満を持つ若者が増え続けています。チュニジアのような比較的安定している国を国際社会がしっかり支える体制を取らなければなりません。

イラクは戦後に治安が悪化し、思うように復興が進んでいません。私は先日イラクに行ってきたのですが、イラクの人々は復興への期待が高かった分、国際社会が何もしてくれないという挫折感を強く持っています。米国が退いたことによる混乱もありますが、心理的な影響が非常に大きいのです。米国の軍事介入は困るが、経済的にも手を引いて無関心になられるのはもっと困る、というムードが漂っている中で、日本はしっかり手を差し伸べていく。重要なのは、復興を手助けしていく姿勢だけでもはっきり見せることです。特効薬にはなりません、それは日本が過去にも行ってきたことです。70年代、80年代に、イラン、イラク、サウジアラビアで日本は大規模な開発事業を展開し、彼らにとっての高度成長期を支えました。彼らは日本企業が建設した工場や道路、病院や住宅などを高く評価していて、いまだにいいイメージを持っています。その親日イメージを生かして、日本企業が社会経済的に不満を抱える若者を減らすことに貢献できると思います。

中東研究の道へ進んだ理由

白井: 酒井先生はアジア経済研究所(現在の日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所)におられた時代から中東地域

を専門にされてきました。正直なところ、中東の政治、宗教、文化は日本人にはまだまだなじみが薄いように感じます。そのような中東をご専門に選ばれた理由は何でしょうか。中東研究の魅力についてもお聞かせください。

酒井:私は大学で国際関係論を専攻しましたので、中東はもちろん国際政治全体に関心がありました。入学した直後に、イラン革命があり、その後イラン・イラク戦争が始まり、さらにサウジアラビアでのカーバ神殿占拠、ソ連のアフガニスタン侵攻など、紙面を賑わせる出来事が起きました。当時、世界情勢を追いかける中で、一番、活火山的に矛盾が噴き出す場所が中東だったため関心を持ちました。今のISもそうですが、中東地域にはいつも「吹きだまり」ができます。中東独自の問題というよりも、なぜかそこに世界中のマグマが寄せ集まる、地殻変動で断層ができて噴火や地震が起こるのです。中東を見るだけで世界全体が見えてくる、そういう面白さがあります。

白井:欧州は中東からの難民受け入れで大変な事態となっていますが、遠く離れた極東の島国である日本ではどこか傍観者の意識があります。かつてのオイルショックのときには、トイレットペーパーがなくなるという、身に降りかかる不安から中東に関心が向いた時期もありました。中東諸国と日本が相互理解を深めていくことはなかなか難しいと思いますが、文化、宗教など、どのような接点から交流を拡大していけるとお考えですか。

酒井:それは二つあると思います。一つは、伝統的にいわれてきたことですが、日本と中東は同じように近代化に乗り遅れ、西洋に追い付け、追い越せと進んできたところが似ています。日本は明治維新以降、欧米に負けない近代化と発展を遂げました。第2次世界大戦では原子爆弾まで投下されながら、戦後は世界第2位の経済大国にまで上り詰めました。中東の人たちは日本と出発点が同じでありながら、なぜ日本のようにいかなかったのかという意識を非常に強く持っています。実際、ヨーロッパパイズの度合いは中東のほうが強いぐらいです。例えば、日本人がコーラやペプシなどの欧米的な飲料よりも日本のお茶を飲んでいることを驚かれるのですね。日本は独自の文化を保ちながら発展できたことがすばらしいというわけです。ですから、日本はそういう立ち位置を売りにして中東との関係を良好にしていく方法があると思います。

もう一つは、最近外国人が日本に憧れる理由にあげられるアニメです。中東に限らず世界中で日本のアニメが非常にブームとなっており、それだけネット文化の時代なのだと思います。サウ

ジアラビアなどは、外国から入ってくるものに対して文化統制があるのですが、ネットはそこまで統制できないのでしょうか。

一方で、アニメ的な夢想をする若者は、ISに集まる若者とも重なるところがあります。目の前にある現実を見ていないとか、天国を夢見るようなところとか、そういう若者にも日本のアニメの影響力は大きいのです。親日感情を持つ中東に対して日本は強い発信力があるので、文化面からさまざまなアプローチができると思います。

日本にとってはトルコ、イラン、イラクあたりは話が通じやすいですし、情の部分でもよい関係が築けると思います。サウジアラビアは、ビジネスとは別に宗教的に適応するのが難しいとか、エジプト人は調子がよいけれどもビジネスの話ができないとか、そういう声もよく聞きます。一方、イラン、イラクとの仕事では、現地の人との交流を含めてよい印象を持っている方が数多くいます。

白井:今日は大変勉強になりました。お忙しいところありがとうございました。

酒井:こちらこそありがとうございました。

※本掲載内容は、2016年3月4日実施のインタビューに基づいたものです。

編集後記

酒井さんは、日本における中東研究の第一人者として大学で教鞭を執りながら、多数の書籍も執筆されています。今回の対論では、イラク混乱やアラブの春などの歴史的な背景からお話を伺いました。中東に対する国際社会の取り組みの足並みが乱れつつある中、経済状況や社会状況に対して不平不満をもつ若者を出さないことが重要であり、そのための支援が求められているというお話は、今後の中東安定化を考える上で大変示唆に富むものでした。



第13次5カ年計画要綱をどう読むか

日本貿易振興機構（ジェトロ）
北京事務所 次長 真家 陽一

真家 陽一（まいえ よういち）

1962年茨城県生まれ。1985年、青山学院大学経営学部経営学科卒。銀行系シンクタンクなどを経て、2001年、日本貿易振興会（現・日本貿易振興機構）入会。海外調査部中国北アジア課上席課長代理を経て、2004年4月、北京事務所次長（調査担当）。2009年1月、海外調査部中国北アジア課長。2014年4月より再度、調査担当次長として北京事務所に勤務。主な著書に「米金融危機が中国を変革する」（単著・毎日新聞社）、「中国経済の実像とゆくえ」（編著・日本貿易振興機構）、「東アジア市場統合への道」（共著・勁草書房）などがある。

CONTENTS

1. 計画の特徴
2. 計画の構成とポイント
3. 新たな政策となる一人っ子政策の廃止
4. 今後の中国にとって計画の持つ意義
5. 日本企業はどう対応すべきか
6. おわりに

2016年3月16日、全国人民代表大会（全人代、国会に相当）が閉幕した。今回の全人代における最大の注目点は、今後の経済・社会政策の基本方針を示す「中華人民共和国国民経済・社会発展第13次5カ年計画要綱」（以下、第13次5カ年計画もしくは計画）の草案が審議・採択されたことである¹。

中国は経済・社会政策を5カ年計画で運営している。2016年から2020年は第13次5カ年計画の期間となり、今後5年間の中国の経済・社会政策を展望する上で、この計画の内容がどうなるのかが非常に大きな焦点となっている。

第13次5カ年計画要綱が公布されたことで、今後はこの計画を基に、関係各部門が主導して解決しなければならない任務に分解して、個別に具体的な計画が制定されることになる。

本稿は第13次5カ年計画の特徴を検証した上で、その構成とポイントを概観する。また、新たな政策として打ち出された一人っ子政策の廃止をみた上で、今後の中国にとっての第13次5カ年計画の意義を考察し、最後に日本企業の対応について検討する。

1. 計画の特徴

はじめに、第13次5カ年計画には第12次5カ年計画（2011～2015年）と比較して、どのような特徴があるのかを概観する。今回の計画の特徴は3点

¹ 中国での表記は、第10次までは「計画」という表記であったが、第11次より計画経済的な意味合いの強い「計画」から、市場経済下のガイドラインであることを示す「規画」に変更されている（英訳では前者は plan、後者は guideline）。本号では日本語の表記としてはより一般的な「計画」で統一した。

挙げられる。第一に、習近平政権になって初めて制定される計画であることである。第二に、中国経済が高度成長から安定成長へ転換するという、いわゆる「新常态」の下での初めての計画となることである。

そして第三に、2021年までに小康社会（いくらかゆとりのある社会）を全面的に建設するという中国共産党の目標を達成する上で、重要な期間になることである。計画においては「第13次5カ年計画期は、小康社会の全面的な実現について、最終的な勝敗が決する段階に当たる。党中央の戦略的な政策決定と手配を真摯（しんし）かつ徹底的に実行し、全面的な実現を確保しなければならない」ことが強調されている。このような背景の下で制定された今般の5カ年計画は、今後の中国における政策展開で非常に重要な意義を持つと思われる。

ここであらためて、「小康社会」とは何かを確認しておこう。中国共産党は「二つの100年」という目標を定めている。一つは党の結成から100年目の2021年までに、「小康社会」の建設を全面的に完成させることである。もう一つは中華人民共和国の建国から100年目の2049年までに社会主義近代化国家を建設し、中レベルの先進国入りを果たすというものである。

この「小康社会」とは、衣食住が足り生活が向上した社会を指し、中国共産党は、中国の近代化を実現するために必ず経由しなければならない一つの発展段階として「小康社会」ととらえている。すなわち、小康社会は、貧困からは脱しているものの先進国のレベルには至らない、その中間の段階というイメージといえる。

中国は世界2位の経済大国になったとはいえ、所

得格差は日本とは比較ならないほど大きく、中国の貧困基準では、今なお全国で7,000万人を超える貧困人口がいるとされる。「全面的な小康社会」を建設するという事は、ある程度の豊かさを実現することで、全中国の津々浦々にまで、すべての国民が成長の果実を実感できるようにしようという目標であり、今般の第13次5カ年計画でも貧困脱却の実現が目標として掲げられている。

2. 計画の構成とポイント

第13次5カ年計画は全20編80章で構成される。第1編で、指導思想、主要目標および発展理念が提示されている。また、第2編から第19編までは、イノベーション、発展体制、農業、産業、インターネット経済、インフラ、都市化、地域発展、生態環境、対外開放、香港・マカオおよび台湾との協力・発展、貧困脱却、教育・健康、民生、文化、社会統治、社会主義民主法治、国防といった広範囲に及ぶ項目について、具体的な取り組みが打ち出されている。さらに第20編には計画実施の保障が示されている（表1）。

計画のポイントは大きく二つに分けられる。一つのポイントは、小康社会の全面的な実現に向けた新たな目標・要件に基づき、今後5年間の経済・社会の発展をめぐる七つの主要目標が定められたことである。

第一は、経済の中高速度の成長を維持することである。発展の均衡性、包摂性、持続可能性の向上を踏まえて、2020年までに、GDPおよび都市部・農村部住民の1人当たり所得を2010年に比べて2倍にすることや、産業高度化や農業現代化を進展させること、工業化と情報化の融合発展による水準向上、先進製造業と戦略的新興産業の発展の加速、サービス業の比率のさらなる向上などがうたわれている。

第二は、イノベーションによる発展で顕著な成果を上げることである。イノベーション駆動型発展戦略を実施し、起業・イノベーションを進展させ、全要素生産性を顕著に向上させることや、科学技術と経済の融合により、イノベーション要素の配置をさらに高効率化することなどにより、イノベーション型国家と人材強国への仲間入りをめざしてまい進することを掲げている。

表1 第13次5カ年計画要綱の構成

編	項目	章	項目
第1編	指導思想、主要目標および発展理念	第1章	発展環境
		第2章	指導思想
		第3章	主要目標
		第4章	発展理念
		第5章	発展の軸
第2編	イノベーション駆動型発展戦略の実施	第6章	科学技術イノベーションのけん引的役割の強化
		第7章	国民による起業・イノベーションの推進
		第8章	イノベーション促進の体制メカニズムの構築
		第9章	人材優先発展戦略の実施
		第10章	発展原動力の新たな空間の開拓
		第11章	基本経済制度の堅持と整備
		第12章	現代財産権制度の構築
第3編	発展新体制の構築	第13章	現代市場体系の整備
		第14章	行政管理体制改革の深化
		第15章	財政・税制体制改革の加速
		第16章	金融体制改革の加速
		第17章	マクロコントロールのイノベーションと整備
		第18章	農産物の安全保障能力の増強
		第19章	現代農業経営体系の構築
第4編	農業現代化の推進	第20章	農業技術・設備と情報化レベルの向上
		第21章	農業支援・保護制度の整備
		第22章	製造強国戦略の実施
第5編	現代産業体系の最適化	第23章	戦略的新興産業の発展の支援
		第24章	サービス業の最適かつ高効率な発展の推進の加速
第6編	インターネット経済空間の開拓	第25章	高効率な情報ネットワークの構築
		第26章	現代インターネット産業体系の発展
		第27章	国家ビッグデータ戦略の実施
		第28章	情報安全保障の強化
第7編	現代インフラネットワークの構築	第29章	現代総合交通運輸体系の整備
		第30章	現代エネルギー体系の構築
		第31章	水の安全保障の強化
第8編	新型都市化の推進	第32章	農業移転人口の市民化の加速
		第33章	都市化の配置と形態の最適化
		第34章	調和のとれた暮らしやすい都市の構築
		第35章	住宅供給体系の整備
		第36章	都市と農村の協調発展の推進
		第37章	地域発展全体戦略の実施
第9編	地域の協調発展の推進	第38章	京津冀（北京・天津・河北）の協調発展の推進
		第39章	長江経済ベルトの発展の推進
		第40章	特別地域の発展支援
		第41章	海洋経済の空間の開拓
第10編	生態環境の改善加速	第42章	主体機能区の建設加速
		第43章	資源の節約・集約利用の推進
		第44章	総合的な環境整備の拡大
		第45章	生態系の保護・修復の強化
		第46章	地球の気候変動への積極的な対応
		第47章	生態系安全保障メカニズムの整備
		第48章	グリーン環境保護産業の発展
		第49章	対外開放の戦略的配置の整備
第11編	全方位開放の新局面の構築	第50章	対外開放新体制の整備
		第51章	「一帯一路」建設の推進
		第52章	グローバル経済統治への積極的な参与
		第53章	国際的な責任・義務の積極的な引受
第12編	香港・マカオ、台湾との協力・発展の深化	第54章	香港・マカオの長期繁栄と安定発展の支持
		第55章	兩岸関係の平和的発展と祖国統一の推進
第13編	貧困脱却対策の全力の実施	第56章	的確な貧困対策と貧困脱却の推進
		第57章	貧困地区の発展加速の支持
		第58章	貧困脱却対策の支援体系の整備
第14編	国民の教育と健康水準の向上	第59章	教育現代化の推進
		第60章	健康中国の建設の推進
第15編	民生保障水準の向上	第61章	公共サービスの供給の増加
		第62章	就業優先戦略の実施
		第63章	所得格差の縮小
		第64章	社会保障制度の改革と整備
		第65章	人口高齢化への積極的な対応
		第66章	女性・未成年者および身体障がい者の基本的権利の保障
第16編	社会主義精神文明建設の強化	第67章	国民の文明的資質の向上
		第68章	文化製品およびサービスの充実
		第69章	文化の開放水準の向上

編	項目	章	項目
第17編	社会統治の強化とイノベーション	第70章	社会統治体系の整備
		第71章	社会信用体系の整備
		第72章	公共安全体系の整備
		第73章	国家安全体系の構築
第18編	社会主義民主法治建設の強化	第74章	社会主義民主政治の発展
		第75章	法治中国建設の全面的推進
		第76章	党風廉政(れんせい)の建設および反腐敗闘争の強化
第19編	経済建設と国防建設の総合計画	第77章	国防と軍隊建設の全面的推進
		第78章	軍民の融合発展の推進
第20編	計画実施の保障の強化	第79章	党の指導の核心的役割の発揮
		第80章	計画実施力の形成

資料：「中華人民共和国国民経済・社会発展第13次5カ年計画要綱」を基に作成

第三は、発展の協調性を顕著に高めることである。消費の経済成長に対する寄与度を拡大させ、投資効率と企業の効率を顕著に上昇させることや、戸籍人口ベースの都市化率を向上させるとともに、地域の協調発展をめぐる新たな配置を形成させ、発展空間の配置の最適化を実現することが打ち出されている。また、対外開放を高め、グローバルな資源配置能力をさらに増強することで、輸出入構造の最適化を図り、国際収支を基本的にバランスさせるとしている。

第四は、国民生活の水準と質を向上させることである。就業、教育、文化・スポーツ、社会保険、医療、住宅などの公共サービス体系をさらに整備し、基本公共サービスの均等化水準を着実に向上させるとしている。また、所得格差を縮小させ、総人口に占める中間所得者層の比率を上昇させることや、貧困脱却を実現し、地域的・総体的な貧困問題を解決する意向も示されている。

第五は、国民の素養と社会の文明レベルを顕著に向上させることである。この一環として、愛国主義、集団主義、社会主義思想が広く発揚される社会の風を育むことや、国民の思想・道徳的素養、科学文化的素養、健康に関わる素養を顕著に高め、社会全体の法治意識を増強させることがうたわれている。また、公共文化サービス体系を基本的に確立し、文化産業を国民経済の支柱的な産業にしている。

第六は、生態環境の質を全体的に改善させることである。生産方式とライフスタイルのグリーン水準、低炭素水準を上昇させることや、エネルギー資源の開発・利用効率を大幅に向上させることにより、エネルギーと水資源の消費量、炭素排出総量を効果的にコントロールするとともに、主要汚染物質の排出総量を大幅に減少させることが強調されている。

第七は、各方面の制度をさらに成熟化・定型化することである。国家統治システムと統治能力の現代化において重大な進展を得ることにより、各分野の

基礎的な制度体系を基本的に形成することや、人民民主のいっそうの健全化や法治政府の基本的な確立により、司法の信頼性を顕著に高めるといった方向性が示されている。また、人権を確実に保障するとともに、財産権を効果的に保護するとしている。さらに、開放型経済新体制を基本的に形成するとともに、現代的な軍事体系のさらなる整備を図り、党の建設をめぐる制度化の水準をいっそう向上させるといった方針も示されている。

なお、第13次5カ年計画における主要指標については表2を参照されたい。

表2 第13次5カ年計画における主要指標

指標	2015年	2020年	年平均伸び率 [累計]	属性	
1. 経済発展					
(1) 国内総生産(GDP)(兆元)	67.7	>92.7	>6.5%	予期性	
(2) 全労働生産性(万元/人)	8.7	>12	>6.6%	予期性	
(3) 都市化率	常住人口ベースの都市化率(%)	56.1	60	[3.9]	予期性
	戸籍人口ベースの都市化率(%)	39.9	45	[5.1]	
(4) サービス業付加価値比率(%)	50.5	56	[5.5]	予期性	
2. イノベーション					
(5) 研究・試験・開発経費の投入強度(%)	2.1	2.5	[0.4]	予期性	
(6) 1万人当たりの特許保有数(件)	6.3	12	[5.7]	予期性	
(7) 科学技術の進歩の寄与率(%)	55.3	60	[4.7]	予期性	
(8) インターネット普及率	固定ブロードバンド世帯普及率(%)	40	70	[30]	予期性
	モバイルブロードバンドユーザー普及率(%)	57	85	[28]	
3. 民生・福祉					
(9) 住民1人当たり可処分所得の伸び(%)	—	—	>6.5	予期性	
(10) 生産年齢人口の平均教育年限(年)	10.23	10.8	[0.57]	拘束性	
(11) 都市部新規就業者数(万人)	—	—	[>5,000]	予期性	
(12) 農村部貧困人口のうち貧困から脱却した人の数(万人)	—	—	[5,575]	拘束性	
(13) 基本養老保険(年金)加入率(%)	82	90	[8]	予期性	
(14) 都市部バラック地帯の住宅改造(万棟)	—	—	[2,000]	拘束性	
(15) 平均余命(歳)	—	—	[1]	予期性	
4. 資源・環境					
(16) 耕地保有量(億ム)	18.65	18.65	[0]	拘束性	
(17) 建設用地の新規増加規模(万ム)	—	—	[<3,256]	拘束性	
(18) GDP1万元当たりの水使用量の減少率(%)	—	—	[23]	拘束性	
(19) GDP単位当たりのエネルギー消費削減率(%)	—	—	[15]	拘束性	
(20) 1次エネルギー消費量に占める非化石エネルギー消費量の割合(%)	12	15	[3]	拘束性	
(21) GDP単位当たりの二酸化炭素排出量の減少率(%)	—	—	[18]	拘束性	
(22) 森林開発	森林被覆率(%)	21.66	23.04	[1.38]	拘束性
	森林蓄積量(億m ³)	151	165	[14]	
(23) 空気質	地级以上の都市の空気質の優良日数比率(%)	76.7	>80	—	拘束性
	微小粒子状物質(PM2.5)の基準未達成の地级以上の都市における濃度低下率(%)	—	—	[18]	
(24) 地表水質	Ⅲ類以上の水体の比率(%)	66	>70	—	拘束性
	劣Ⅴ類の水体の比率(%)	9.7	<5	—	
(25) 主要汚染物質の排出総量の減少率(%)	化学的酸素要求量	—	—	[10]	拘束性
	アンモニア性窒素	—	—	[10]	
	二酸化硫黄	—	—	[15]	
	窒素酸化物	—	—	[15]	

(注) 1. ① GDP、全労働生産性の伸びは比較可能な値に従って、絶対数は2015年の不変値に従ってそれぞれ計算した。② []内は5年間の累計数。③ PM2.5の基準未達成とは、年平均値が35マイクログ/m³を上回ることをいう。
2. 予期性指標は、主に市場に依存して実現する指標、拘束性指標は、政府が達成しなければならない指標を指す。

資料：「中華人民共和国国民経済・社会発展第13次5カ年計画要綱」を基に作成

もう一つのポイントは、発展目標を実現するための基本理念が「イノベーション」「協調」「グリーン」「開放」「共有」という五つのキーワードで整理され、それぞれ具体的な方針が掲げられたことである(表3)。

このうち、特に注目されるのが「イノベーション」である。今回の第13次5カ年計画では、発展の基点をイノベーションの上に置き、科学技術イノベーションを核心とし、人材開発を後押しとして、科学技術イノベーションと「大衆創業万衆創新(大衆による起業、民衆によるイノベーション)」の有機的な結合を推進し、よりいっそうイノベーションによる駆動に依拠し、先発優位性を発揮するリード型の発展を描くことが強調されている。

ただ、起業については、現在中国に資金はあるし、起業を希望する人材もいるのだが、不足しているのが起業へのサービスである。

具体的には二つあり、一つは起業するには何をすればよいのか、といった育成・研修、もう一つはメンター(助言者)によるコンサルティングである。起業においては、こういった専門サービスを提供す

る機関が必要だが、中国ではまだこういったところが不足していると指摘されている。

このため、計画では、大企業が技術移転サービスプラットフォームを構築し、起業家に技術支援サービスを提供することを奨励することや、起業育成サービスを整備し、起業サービスとベンチャーキャピタルが結び付いた開放型のサービス手段を創出すること、政府のベンチャーキャピタル誘導基金の機能をよりいっそう確実に発揮させることなどが方針として打ち出されている。

イノベーションの他に注目されるのが、「協調」である。この一環として、都市化を推進すべく、戸籍制度改革と基本公共サービスの均等化を統一的に推進し、より多くの人口の都市部への融合を推進することや、都市部での安定した就業と生活が可能な農業移転人口が都市部に定住することを推進するとともに、都市部住民と同等の権利と義務を受けられるようにするとしている。こうした都市化を推進することで、移住者の購買力を顕在化させ、需要を拡大させ、ひいては投資主導の成長モデルを消費主導に変えていく狙いがあるものと思われる。

表3 発展目標を実現するための基本理念

項目	概要
イノベーション	「発展をリードする上での第一の原動力」としている。イノベーションを国の発展をめぐる全体の局面の中核的な位置に置き、理論のイノベーション、制度のイノベーション、科学技術のイノベーション、文化のイノベーションなど、各方面のイノベーションを絶えず推進し、イノベーションが党と国家の一切の活動を貫くようにし、イノベーションが社会全体の盛んな気風になるようなという方針が打ち出されている。
協調	「持続的かつ健全な発展をめぐる内在的な要件」としている。中国の特色ある社会主義事業の全体的な構造・配置をしっかりと把握し、発展における重大な関係を正しく処理し、都市部と農村部の協調発展を重点的に促進し、経済・社会の協調発展を促し、新型の工業化、情報化、都市化、農業の現代化の同時発展を促進し、国のハードパワーの増強と同時に、国のソフトパワーの向上も重視し、発展の全体性を絶えず増強するという方向性が示されている。
グリーン	「永続的な発展を図る上での必要条件」としている。資源節約と環境保護という基本国策を堅持し、持続可能な発展を堅持し、生産の発展、余裕のある生活、良好な生態環境という文明的な発展の道をしっかりと歩み、資源節約型、環境配慮型社会を早急に構築し、人と自然の調和のとれた発展をめぐる現代化建設の新たな構造・配置を形成し、美しい中国の建設を推進し、地球の生態系の安全に新たな貢献をしなければならないことが強調されている。
開放	「国の繁栄・発展を図る上で通らなければならない道」としている。中国経済の世界経済との深い融合という趨勢(すうせい)に順応し、互いに利するウィンウィンの開放戦略を実行し、内需と外需の協調、輸出入のバランス、外資導入と海外進出、資本の導入と技術・知力の導入を共に重視し、さらに高いレベルの開放型経済を進展させ、グローバル経済ガバナンスと公共製品の供給に積極的に関与し、中国のグローバル経済ガバナンスにおける制度に関する発言権を高め、広範な利益共同体を構築することを求めている。
共有	「中国の特色ある社会主義の本質的な要件」としている。人民のための発展、人民に依拠する発展を図り、発展の成果を人民が共有し、さらに有効な制度をつくり、手配することで、人民全体が発展を共に築き、共有する中でよりいっそう多くの達成感を得られるようにし、発展の原動力を高め、人民の団結を深め、共に豊かになるという方向に向かって着実に前進していく意向を示している。

資料:「中華人民共和国国民経済・社会発展第13次5カ年計画要綱」を基に作成

3. 新たな政策となる一人っ子政策の廃止

中国の改革については、2013年11月に開催された中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議(三中全会)で制定された「改革の全面的深化をめぐる重要問題の決定」という文書において、2020年までの目標が定められており、大きな方向性は既に決まっている。

従って、今般の第13次5カ年計画はこの三中全会で決められた改革をいかに具体的に実行していくかを書いたものにすぎず、実際、目新しいポイントはあまり多くない。

そうした中で、新たに打ち出された政策として目玉になっているのが「一人っ子政策の廃止」であり²、計画出産の基本国策を堅持し、夫婦1組につき子ども2人の出産を可能とする政策を全面的に実施する方針が打ち出されている。ただ、今回の建議について、有識者と議論した時に、ある有識者は「一人っ子政策の廃止は手遅れだ。10年前に政策調整して

² 全人代常務委員会は2015年12月27日、すべての夫婦が2人の子どもを持つことを奨励する「人口・計画出産法」改正案を可決、2016年1月1日付で施行された

いれば、中国経済は今のような困難な時期を迎えなかった」と率直に述べていた。今回の政策変更の背景には、中国で生産年齢人口（15～59歳）が2012年から減少に転じていることがあるわけだが、一人っ子政策が廃止されても、新生児が生産年齢人口となるのは15年後であり、その間は困難が続くというのがその理由であった。

また、今の若者は自己主義の人が多く、教育コストも高くなっているのに、2人以上の子どもが欲しいという人は少ないのではないかと、ということは多くの中国人が指摘している。

もちろん、短期的には子ども向け消費が増えるといったプラスの影響があるかもしれないが、期待されるほどの効果は出てこないのではないかとみる向きが多くなっている。

4. 今後の中国にとって計画の持つ意義

今後の中国にとって、第13次5カ年計画が持つ意義は、この期間が経済成長のモデルチェンジの重要な時期だということである。中国が中長期的にも発展を維持する上で克服しなければならない最大の課題は「中所得国のわな」だといえる。「中所得国のわな」とは、開発途上国が低賃金という優位性を生かして高成長を続け、中所得国の水準まで発展したものの、その水準に達した後は、人件費の水準が高まる一方で、産業の高度化が伴わず、国際競争力を失い、経済成長の停滞が続くという状態を指す。世界の多くの開発途上国は中所得国のわなにはまっております、このわなを克服して先進国入りしたのは、アジアでは日本、そして韓国くらいしかない。

中国の1人当たりGDPは、IMFによると、2015年は7,990ドルと既に中所得国の水準に入っており、まさに今後は、「中所得国のわな」を回避し、先進国へと脱皮するのか、あるいは、「中所得国のわな」にはまり、経済成長が大幅に鈍化するのか、という分岐点に差し掛かっていく重要なターニングポイントを迎えている。経済成長のモデルチェンジは数年前からいわれ続けてきたことだが、この第13次5カ年計画では、まさにモデルチェンジにチャレンジし、それを実現しなければいけない時期となっております、中長期的な中国の発展を占う上で注目される5年間となる。

5. 日本企業はどう対応すべきか

第13次5カ年計画の期間は経済成長のモデルチェンジの期間であり、それに向けて、製造業の高度化、サービス産業や消費の振興を推進していくという方針が示されており、こうした動きは、日本企業にとってビジネスチャンスになると考えられる。

製造業の高度化については、イノベーション発展を推進する一環として、製造強国の建設をめざす「中国製造2025」という政策を実施し³、製造業のイノベーション力と基礎力の向上を重点として、情報技術と製造技術の融合を推進し、製造業のハイエンド、スマート、グリーン、サービスといった方向への発展を促進し、製造業の競争をめぐる新たな優位性を育成していくとしている。この「中国製造2025」では、環境や省エネに配慮した製造をめざす「グリーン製造」、ITを活用して高い生産性や高品質をめざす「スマート製造」によって、中国の製造業の現状を改善していくことがうたわれている。

2015年11月23日には、日立製作所が北京市において、行政・企業間の交流および協力の促進を目的に、「グリーン製造」や「スマート製造」に関する技術を紹介する「中国製造2025」技術交流会を開催した⁴。

当日は、中国政府や業界団体、企業の代表者など約200名が参加し、中国の製造業に、日立の技術がどのように適応できるかといった議論が行われた。今後、日立では、「グリーン製造」や「スマート製造」の分野における協力関係の構築について、中国企業と議論・検討を行い、これまでに培ってきた高度な製造技術や高効率な設備、ITを活用したシステムやソリューションなどを提供することで、「中国製造2025」の実現および中国の長期的な発展に貢献していくとしている。

また、計画では消費の高度化を促進していくことや、サービス業の最適かつ高効率な発展を推進していくといった方針も示されている。

この一環として、消費環境の改善によって消費潜在力を向上させ、供給の改善とイノベーションによって消費需要をより確実に満たすとともに、消費による経済けん引機能を絶えず増強するとしてい

³ 詳細は「始動する国家戦略『中国製造2025』」（ジェトロ「月刊中国経済」2015年8月号）などを参照

⁴ 詳細は日立製作所のニュースリリース（2015年11月24日付）を参照

る。また、サービス消費の拡大を重点として、消費構造の高度化を促進し、情報、グリーン、ファッション、品質重視などの新型の消費を支援し、住宅、自動車および健康・高齢者ケアなどの規模が大きい消費分野については、着実な促進を図ることも強調されている。

加えて、サービス業の対外開放を拡大し、発展環境の最適化を図ることで、生活関連サービス業の専門化とバリューチェーンのハイエンド化、生活関連サービス業の高品質化に向けた転換を推進するという意向も示されている。

中国の政策面での後押しも受けて、今後は消費やサービス業に関わる分野において、ビジネスチャンスがさらに拡大していくことが期待される。

こうした中、日本のサービス産業が中国の消費市場を積極的に開拓する動きも出てきている。イオンは2015年11月6日から15日までの10日間、マックスバリュやミニストップも含めた中国本土のイオングループ全109店舗で、北海道の特産品や名産品などを集めた「イオン北海道フェア」を一斉に開催した⁵。イオンが中国において同一期間・同一のテーマで全店舗が参加するイベントを開催するのは初めてのことである。

期間中は北海道のお米(ななつぼし)や水、ビール、アイスクリーム、あるいは毛ガニ、ホタテ貝、サンマといった水産物が販売され、多くの来場者でにぎわった。イオンは今後も日本各地の名産品の取り扱いを強化し、中国の豊かな暮らしの実現に貢献していくとしている。

6. おわりに

中国は経済成長の減速という問題に直面しているが、中国経済の先行きを過度に悲観する必要はないかと思われる。減速傾向にあるとはいえ、中国政府のめざす6~7%程度の中高速成長は世界的にみてもまだ高い水準であり、中国が経済成長のモデルチェンジを推進する中で、サービス産業や消費が経済成長の新たなけん引役になりつつあることは明らかな材料だといえる。

そうしたポジティブな構造変化が顕在化する中で、それを見逃さずに商機を模索することが、「新

常態」時代における中国ビジネスの鍵であり、そのヒントとなるのが第13次5カ年計画である。

市場経済が進展したとはいえ、中国は共産党一党独裁の中央集権国家であり、展開するビジネス分野によっては、共産党や政府の方針や考え方が色濃く反映されるケースも少なくない。そういう意味で、中国でのビジネス展開に当たっては、中国政府の政策や方針を踏まえることが重要となる。その中国の政策や方針の基本となるのが5カ年計画であり、特に今後5年間の中国ビジネスの展開に向けては、第13次5カ年計画の全体の方向性に加えて、自社に関連する産業・分野の記述を詳細に分析・研究した上で中国ビジネスに臨む必要があると思われる。

⁵ 詳細はイオンのニュースリリース(2015年11月4日付)を参照

中国の第13次5カ年計画要綱から見る 金融改革の展望

野村資本市場研究所

北京駐在員事務所 首席代表 関根 栄一

(せきね えいいち) 1969年生まれ。1991年日本輸出入銀行(現・国際協力銀行)入行、北京大学研修、北京事務所などを経て、2006年5月野村資本市場研究所に入社。2010年7月より現職。

主な著作は『中国証券市場大全』(共著、日本経済新聞出版社、2007年)、『激流アジアマネー 新興金融市場の発展と課題』(共著、日本経済新聞出版社、2015年)など。

CONTENTS

1. 習近平指導部として初の5カ年計画の策定
2. 国内改革では金融業の管理監督体制の見直しが焦点
3. 金融業の「双方向」での開放を推進することも特徴
4. 結びにかえて

1. 習近平指導部として初の5カ年計画の策定

1.1 第13次5カ年計画要綱の承認

2016年3月5日～16日にかけて、中国で第12期全国人民代表大会(全人代、国会に相当)第4回会議が開催され「中華人民共和国国民経済・社会発展の第13次5カ年計画要綱」(以下、要綱)が承認された。これにより、2016年から2020年までの中国政府の経済運営方針が確定した。

今回の5カ年計画は、2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会(第18回党大会)の決定事項と、2013年11月の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議(以下、第18期3中全会)で採択された2020年までの改革プランに基づき、習近平指導部が自らの手で初めて策定したものである。第13次5カ年計画の骨子は2015年10月に開催された中国共産党第18期中央委員会第5回全体会議(以下、第18期5中全会)において「国民経済・社会発展の第13次5カ年計画制定に関する中国共産党中央委員会の建議」(以下、建議)という形で既に概要が公表されていた¹⁾。

1.2 第13次5カ年計画要綱の構成とポイント

要綱の全文は全人代閉幕日の翌3月17日に公表された²⁾。要綱は、大きく20編と80章から構成される。建議の段階で発表された習近平国家主席によ

る起草説明³⁾も含めると、要綱のポイントは以下の通り整理できる。

一つ目が、2012年11月の第18回党大会で決定された2020年までにGDPと国民1人当たり所得を2010年の2倍にする「小康社会」(いづらかゆとりのある社会)を実現するという目標を達成するために、2016年から2020年までの年平均成長率目標を6.5%以上に設定した点である。

二つ目が、計画の基本的な考え方として五大発展理念を打ち出し、理念ごとに政策の方向性が確認されたという点である。金融分野については、主に「創新」と「開放」の発展理念の中に盛り込まれている。

三つ目が、第1編の直後の第2編に掲げられるほど、イノベーションを発展の原動力に据え、そのためのインセンティブを市場参加者に与え、同時にイノベーションに関するボトルネックを解消しようとしている点が最重要視されている。

1.3 イノベーションの鍵を握る金融仲介機能の活用

要綱では、金融分野をあらためて取り上げているが、最初のイノベーション推進の理念で既にいくつか金融仲介機能を活用する方向性を打ち出している。

一つ目は、「大衆創業・万衆創新」という草の根レベルまで起業を定着させるために、株式型クラウドファンディングや、インターネット貸付(Peer to Peer、P2P)を5カ年計画に初めて盛り込んでいることが挙げられる。いわゆるFinTechの活用である

¹⁾ 関根栄一「第13次5カ年計画建議で打ち出された2020年の中国金融の将来像」『野村資本市場クォーター』2016年冬号。

²⁾ http://www.gov.cn/xinwen/2016-03/17/content_5054992.htm

³⁾ <http://cpc.people.com.cn/n/2015/1103/c64094-27772663.html>

が、一方で、商業銀行に代表される伝統的な金融仲介機関の役割も問われていくこととなる。

二つ目は、イノベーション型人材に対して株式、ストックオプション、配当といったインセンティブを活用しようとしている点である。こうした株式型報酬制度を活用していくためには、発行市場・流通市場の両面で株式市場の機能の充実が欠かせないこととなる。

三つ目は、リスクのある分野への投資の拡大や、投資における民間資本の活用である。このためには、リスクマネーを供給するプロ投資家の存在や育成が欠かせず、同時に家計の貯蓄を将来有望な分野への投資に促す直接金融の機能の拡大が欠かせない。

本稿では、こうしたイノベーションを生み出す市場環境を作り出していく上で、第13次5カ年計画において金融分野ではどのような政策を実現しようとしているのか、国内改革、対外開放の観点から整理する。

2. 国内改革では金融業の管理監督体制の見直しが焦点

2.1 資本市場の育成を重視

2.1.1 株式発行市場の改革を推進

要綱では、金融分野について、まず第16章の「金融制度改革の加速」として、国内改革を取り上げている（表1）。金融制度改革の目標としては、第一に、金融機関および金融市場体系を整備し、資本市場の健全な発展を促進し、金融政策メカニズムを整備し、金融管理監督体制改革を進め、現代金融体系を構築する。第二に、金融の実体経済へのサービス提供の効率および経済モデル転換に対する支援力を高め、金融リスクを有効に防止し解決する。

この目標を実現するために、間接金融では民間資本の銀行業への参入を促し、中小・零細金融機関の発展を図るとともに、直接金融の役割を重視していることも特徴である。要綱は、まず、公開、透明で健全に発展する資本市場を積極的に育成し、直接金融の比重を高め、レバレッジ率を低減するとしている。次に、株式発行登録制度を実施するための条件を作り出し、多様なエクイティファイナンス市場を

表1 第13次5カ年計画要綱の金融分野（国内改革）

章 節	内容
目 標	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関および金融市場体系を整備し、資本市場の健全な発展を促進し、金融政策メカニズムを整備し、金融管理監督体制改革を進め、現代金融体系を構築する。 同時に、金融の実体経済へのサービス提供の効率および経済モデル転換に対する支援力を高め、金融リスクを有効に防止し解決する。
金融機関システムの充実（第1節）	<ul style="list-style-type: none"> 商業性金融、開発性金融、政策性金融、合作性金融の役割を合理的に分担し、金融機関体系を相互に補完する。 多様な、広範囲をカバーし、特徴のある銀行機関体系を構築し、民間資本の銀行業への参入を拡大し、金融包摂および多様な業態での中小・零細金融機関を発展させる。 インターネット金融を規律付けて発展させる。 金融機関の総合経営（ユニバーサルバンキング）の展開を段階的に推進する。 民間融資の可視化を推進し、小口貸付や融資保証機関などの発展を規律付ける。 金融機関の管理水準およびサービスの質を向上させる。
金融市場システムの構築（第2節）	<ul style="list-style-type: none"> 公開、透明で健全に発展する資本市場を積極的に育成し、直接金融の比重を高め、レバレッジ率を低減する。 株式発行登録制度を実施するための条件を作り出し、多様なエクイティファイナンス市場を構築させ、創業板（新興市場）および新三板（店頭市場）の改革を進め、地域性エクイティ市場を規律付けて発展させる。同時に、指定替え制度および上場廃止制度を整備する。 債券発行登録制度および債券市場の基礎インフラを整備し、債券市場の相互接続を加速させる。 イノベーションの需要になかった金融サービスを開発し、債券商品のイノベーションを段階的に推進し、ハイイールド債および株式・債券を組み合わせた資金調達モデルを構築し、ファイナンスリースサービスを大きく発展させる。 金利・為替の市場決定メカニズムを整備し、国債のイールドカーブによるプライシング作用をさらに発揮させる。 コール取引、レポ取引、手形、為替、コモディティなどの市場の発展を推進する。 先物などデリバティブ市場のイノベーションを積極的かつ段階的に推進する。 保険・再保険市場の発展を加速させ、保険資産取引制度の構築を検討する。 安全で効率の高い金融基礎インフラを構築し、国庫プロジェクトを実施する。
金融管理監督の枠組みの改革（第3節）	<ul style="list-style-type: none"> 金融のマクロプルーデンス管理監督制度の整備を加速し、統合と協調を強化し、現代金融市場の発展に適した金融管理監督の枠組みを改革・整備し、管理監督の職責とリスク防止・処理の責任を明確にする。 システム上重要な金融機関（SIFI）、金融持株会社および重要な金融基礎インフラを統合して管理監督し、金融業の総合統計を統合し、総合的な管理監督および機能面の管理監督を強化する。 中央と地方の金融管理監督体制を整備する。 中国の国情および国際標準に符合した管理監督規則を構築し、各投融資行為の機能別管理監督および金融消費者の合法的權益を確実に保護する行為別管理監督の枠組みを整備し、金融管理監督のフルカバーを実現する。 国有金融資本の管理制度を整備する。 外貨準備の運営・管理を強化し、外貨準備の運用を最適化する。 金融リスクの管理ツールを有効に運用し発展させ、モニタリング・警告、ストレステスト、評価・処置および市場安定メカニズムを整備し、システムックおよび地域性金融リスクの発生を防止する。

資料：中国政府より野村資本市場研究所作成

発展させ、創業板（新興市場）および新三板（店頭市場）の改革を進め、地域性エクイティ市場を規律付けて発展させるとしている。同時に、指定替え制度および上場廃止制度を整備するとしている。要綱

では、このように企業の成長段階に見合った株式発行市場を構築しようとしている。

中国では、株式発行市場のうち、第一のメインボードを「主板」（上海・深圳両証券取引所）、第二の新興市場を「創業板」（深圳証券取引所）、第三の店頭市場を「新三板」（全国中小企業株式譲渡システム、市場運営会社は北京）、第四の未公開株市場である地域性エクイティ市場を「四板」（市場運営会社は各地方政府）と呼んでいる。メインボードについては、前述の第18期3中全会の改革プランにおいて、現在の政府による発行認可制度から発行登録制度に移行する株式発行登録制度改革を進めることが既に明記されており、要綱ではこの方向性を「条件を作り出す」という表現で、より具体的に進めていく方針を示している。

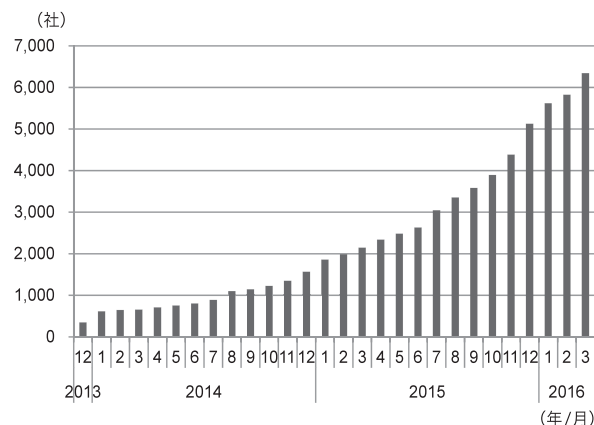
一方で、実際に株式発行登録制度に移行するためには、「証券法」の改正が不可欠であり、本来は、2015年中に全人代常務委員会で3回審議され、改正案が公布される手はずとなっていた。ところが、2015年6月以降の株式市場の動揺の中で、改正案は同年4月に審議されたままとなっており、2回目以降の審議のめどが立っていない。このような中で、2015年12月27日、全人代常務委員会は証券法の改正を待たずに、株式発行登録制度改革を先行して実施することを国务院（内閣）に授権すると決定した。2016年3月1日から2年の間に、関連規則を制定した上で同制度が実施される予定である。

2.1.2 イノベーション推進のために店頭市場を活用

また、やはり株式市場の問題により、2015年8月以降、新規株式公開（IPO）が一時停止されてきたが、同年11月6日に中国証券監督管理委員会（証監会）から再開の方針が打ち出された。IPOの再開は、株式市場の問題の出口を象徴する出来事ではあるが、2015年の国内A株（人民元建て株式）IPO1,578億元のうち、再開後の12月は111億元となっており、同年は「IPO冬の時代」といっても過言ではない。

このIPOが一時停止されている間、IPO予備軍ともいえる新三板への登録企業が一気に増加する形となった。新三板の登録企業は、株式市場の動揺が始まる2015年5月末の2,487社から、同年末には5,129

社へと倍増している（図1）。登録した企業の創業者や主要株主にとって、株式公開のみならず、株式発行登録制度が導入された暁にはメインボードで上場し、成長資金を確保することへの期待は大きいものと思われる。



資料：全国中小企業株式譲渡システムより野村資本市場研究所作成

図1 新三板の登録企業数の推移

2.1.3 債券市場の機能も活用

要綱は、債券市場についても新たな役割を担わせようとしている。

第一に、債券発行登録制度および債券市場の基礎インフラを整備し、債券市場の相互接続を加速させる方針である。中国の債券市場は、発行・流通市場ともに、銀行間債券市場と取引所市場に分かれており、参加できる発行体と投資家の間に違いがある。これは、銀行間債券市場が中国人民銀行（中央銀行）、取引所市場が証監会と管理監督部門が異なるためであり、両市場の接続は発行体から見ても投資家から見ても、中国の債券市場を流動性が高く価格も適正に設定されるようにしていく上での長年の課題となっている。

第二に、イノベーションの需要にかなった金融サービスを開発し、債券商品のイノベーションを段階的に推進し、ハイイールド債および株式・債券を組み合わせた資金調達モデルを構築し、ファイナンスリースサービスを大きく発展させる方針である。この点で、要綱が念頭に置いているのは、第22章の製造強国戦略の実施の中で掲げられている通り、鉄鋼や石炭など生産能力過剰問題であろう。既に李

克強首相⁴をはじめとする中国の当局者が指摘している通り、今後、中国政府は企業のリストラ手法の一つとして市場的手法に基づく債務の株式化 (Debt Equity Swap) を推進する方針である。また、証券化の対象となる原資産が2015年は銀行の不良債権にも拡大され、テストのため数行が指定される予定である。またもう一つ、要綱が念頭に置いているのが、不稼働資産の流動化であろう。要綱の第35章の住宅供給システムの整備の中で掲げられている通り、今後、中国政府は不動産投資信託 (REIT) のテストを展開していく方針である。

2.2 ネット金融の育成に向けた支援

要綱の金融制度改革の中には、ネット金融に対して規律を付けて発展させる方針も盛り込まれている。中国のネット金融は、政府や金融当局の政策が後追いになるほどのスピードで発展しており、発展の実態を認めた上で管理監督や規制の網をかけないと、かえって金融市場が混乱しかねないリスクのほうが高くなっている。

中国のネット金融の中で、アリババグループが開発したオンラインMMFは、消費者のネット通販に伴う決済とMMFを通じた資産運用を結び付けたものとして、MMF市場の拡大に大きく貢献してきている。このオンラインMMFは、オンライン決済サービスを提供するアリペイ (Alipay、中国語で「支付宝」)⁵のユーザーを対象に導入された個人向け口座の余資運用サービスで、「余额宝」と呼ばれ⁶、2013年6月に導入された。

「余额宝」では、1元単位からの投資・運用が可能で、小口から運用できる魅力がある⁷。決済日は約定日

と同日のT+0と流動性も高い。また銀行預金金利に比べ、収益性の面でも魅力がある。「余额宝」の第一陣の投資先は天弘基金管理会社 (投信会社) が運用するMMF (天弘余额宝) で、導入年の2013年12月末の純資産残高は1,853億元と、中国の投信全体の中で一位に躍り出た。「余额宝」の純資産残高は、2015年12月末では6,207億元と、中国のMMF市場全体の純資産残高の約14.0%を占めている。

第18期5中全会に先立つ2015年7月18日、政府全体のインターネット活用の方針 (インターネットプラス) の流れの中で、中国人民銀行など10部門は「ネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」を公表した⁸。指導意見ではネット金融を、①オンライン決済、②ネット貸付 (P2P)、③株式型クラウドファンディング、④ネットでの基金販売、⑤ネット保険販売、⑥ネット信託および消費者金融に分類し、同分類に基づいて監督当局が役割分担をして監督責任を履行する方針を打ち出している。既に金融市場に根付いている各ネット金融機関に対し、今後、監督当局がどのように市場育成と規制とのバランスを取っていくのかが注目される。

2.3 業態別管理監督体制の見直しも必須

2.3.1 金融業の管理監督に関する方向性

要綱の金融制度改革では、金融管理監督の枠組みの改革も独立して取り上げている。

基本的な方針としては、第一に、金融のマクロプロデュース管理監督制度の整備を加速し、統合と協調を強化し、現代金融市場の発展に適した金融管理監督の枠組みを改革・整備し、管理監督の職責とリスク防止・処理の責任を明確にする。同時に、システム上重要な金融機関 (SIFI)、金融持株会社および重要な金融基礎インフラを統合して管理監督し、金融業の総合統計を統合し、総合的な管理監督および機能面の管理監督を強化する。第二に、中国の国情および国際標準に符合した管理監督規則を構築し、各投融資行為の機能別管理監督および金融消費者の合法的権益を確実に保護する行為別管理監督の

⁴ 李克強首相の2016年3月24日のボアオ・アジア・フォーラムでのスピーチ。同年3月の第12期全人代第4回会議の政府活動報告には、初めて「ゾンビ企業」(中国語で「僵尸企業」)という名も登場した。

⁵ オンライン決済サービスでは、アリペイの他にテンセントが提供するWeChat Payment (中国語で「微信支付」)がある。いずれも、スマートフォンやiPadからの決済が可能で、中国本土-日本間の越境電子商取引決済だけでなく、中国本土からの日本への旅行客向けに、日本国内でも利用可能な店舗が拡がりつつある。

⁶ 「余额宝」とは日本語で「残高」を意味する。

⁷ 最低投資単位で見ると、信託商品は10万元、銀行理財商品は5万元からで、MMFでも通常は1,000元からである。

⁸ <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/2813898/index.html>

枠組みを整備し、金融業全体をカバーする管理監督を実現する。第三に、金融リスクの管理ツールを有効に運用し発展させ、モニタリング・警告、ストレステスト、評価・処置および市場安定メカニズムを整備し、システミックおよび地域性金融リスクの発生を防止する。

2.3.2 これまでの業態別の管理監督体制

中国ではこれまで業態別に管理監督体制が設けられ、金融ライセンスが交付されている。

過去からの経緯から見ると、1998年に中国人民銀行から保険行政が分離され中国保険監督管理委員会（保監会）が設立され、2003年に中国人民銀行から銀行行政が分離され中国銀行業監督管理委員会（銀監会）が設立されている。また証券行政については、1990年の証券取引所の創設当初から独立した証監会による管理監督が行われ、現在に至っている。銀行・保険・証券以外の金融業については、地方政府の下に設立された金融サービス弁公室が認可や管理監督に当たる例もある（消費者金融に相当する「小口貸付会社」など）。

2.3.3 業態別の管理監督体制の見直しに向けた国内 外の事情

上記の金融業の管理監督体制の見直しに向け、習主席の起草説明で、以下の通り国内事情と国際的な潮流を説明している。

(1) 起草説明が取り上げた中国国内の事情

近年来、中国の金融業の発展は加速しており、多様化した金融機関構成、複雑な金融商品体系、IT化された取引システム、オープンな金融市場が形成され、特に総合的な経営の傾向が顕著になっている。これは現在の業態別管理監督体制に対する重大な挑戦であり、第18期3中全会では金融業の管理監督について協調メカニズムの整備を改革の項目として取り上げた。

最近、頻繁に露見するようになった局所的なリスク、特に資本市場の激しい変動が説明するように、現在の管理監督フレームワークには中国の金融業の発展に対応できない体制上の問題があることを示しており、改革を通じた金融の安全保障やシステミック

ク・リスクの顕在化防止に向けた重要性を再認識させた。市場化の改革の方向を堅持した上で、現代金融業の特徴にかない、統合・協調して監督された力のある有効な現代金融業の管理監督フレームワークを速やかに構築し、システミック・リスクを発生させないというボトムラインを守らなければならない。

(2) 起草説明が取り上げた国際的な潮流

グローバル金融危機の発生以来、世界の主要国では金融管理監督制度について重要な改革を行っている。主要な方法は、システム上重要な金融機関(SIFI)や金融持株会社に対して統合して管理監督することである。特にこれらの金融機関に対するマクロプロデューセンス管理が採用されている。

統合された管理監督は重要な金融業の基礎インフラであり、この基礎インフラには重要な決済システム、清算機関、金融資産の登記・寄託機関なども含まれ、金融業の基礎インフラの健全で効率性の高い運営を維持している。また統合された管理監督は、金融業の総合的な統計や金融業全体をカバーするデータの収集を通じて、金融のマクロコントロールの強化・改善と、金融の安定維持に責任を負う。これらの主要国の手法は、中国が研究し借用するに値する。

2.3.4 起草説明が取り上げている背景

まず、起草説明が取り上げている国内事情の裏には、以下のような背景がある。2013年11月の第13期3中全会に先立つ同年6月には、銀行の理財商品に端を発した金融市場での金利高騰の問題が発生し、金融機関のデフォルトを防止するため、中国人民銀行が流動性を供給したことがある。また、2015年6月以降の株式市場の動揺でも、金融市場に参加する証券会社に間接的ながらも中国人民銀行が流動性を供給し、金融市場に問題が波及することを防いだことがある。中国では、銀行・保険・証券ごとに管理監督機関が異なり、各金融機関も金融市場、株式市場、債券市場、先物市場に跨（またが）った運用商品を組成・販売することで、金融商品間または取引市場間の価格差を利用した裁定行為が発生し、一時的に市場の変動を引き起こす事象が発生している。こうした市場の変動がシステミック・リスクの

発生にも結び付きかねない点を懸念した業態別管理監督体制の見直しの方針の背景にあるといえる。

次に、国際的な潮流の背景には、中国の四大国有商業銀行（中国銀行、中国工商銀行、中国建設銀行、中国農業銀行）が、バーゼル銀行監督委員会から「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）」に選定されていることがある⁹。2015年11月9日、金融安定理事会(FSB)はG-SIBsの総損失吸収能力(TLAC)に関する最終的な基準を公表し、中国を含む新興国に本拠地を有するG-SIBsについては、リスク資産に対する社債や資本などの割合を2025年1月1日までに16%、2028年1月1日までに18%の二段階で引き上げるよう求めた¹⁰。このため中国のG-SIBsにおいても、リスク資産に対応した社債などの調達が発生する見込みである。こうした国際的な金融規制への対応の観点からも、中国では、金融機関経営と市場の運営を一体とした管理監督体制の構築が求められている。

さらに中国国内には、中信グループ、平安グループ、光大グループといった銀行・保険・証券・資産運用の各子会社を有する金融持株会社が特例で設立されている。また既存の商業銀行には、金利自由化で伝統的な預貸業務による利ざやが縮小する中で、証券・資産運用業務といったフィービジネスへの進出意欲も高まっている。中国国内の金融自由化の流れに対応するためにも、早晚、業態別の管理監督体制の見直しは必至である。今後の議論によっては、日本の管理監督体制もモデルの一つとして参照されよう。

3. 金融業の「双方向」での開放を推進することも特徴

3.1 クロスボーダーの資金移動に関する方向性

3.1.1 「双方向」の開放を拡大

要綱の金融分野のうち、広い意味での対外開放は、第49章の「対外開放戦略配置の整備」と第50章の「対外開放の新体制の構築」に盛り込まれている。特に、金融分野について直接言及しているのは第50章の

第3節であり、金融業の開放を「双方向」で拡大する方向を打ち出している点が特徴である（表2）。

表2 第13次5カ年計画要綱の金融分野（対外開放）

章	節	内容
対外開放戦略配置の整備(第49章)	目標	・双方向の開放を全面的に推進し、国内外の要素の秩序立った移動を促進し、資源を効率的に配分し、市場を深く融合させ、国際競争上の新たな優位性の育成を加速させる。
	外資導入・対外投資のレベル向上(第4節)	・幼児教育、建築設計、会計監査などのサービス分野での外資参入規制を開放し、銀行、保険、証券、養老(高齢者福祉)などの市場参入を拡大する。 ・金融機関および企業の海外での資金調達を奨励する。
対外開放の新体制の構築(第50章)	目標	・法治化・国際化され、利便性の高いビジネス環境を整備し、協力・Win-Winに有利で、国際投資・貿易規則にマッチした体制メカニズムを構築する。
	優良なビジネス環境の構築(第1節)	・内資・外資の法律・法規を統一し、外資に関する基礎的な法律を制定し、外資企業の合法的權益を保護する。 ・自由貿易試験区(通称FTZ)整備の質・量を高め、サービス業の開放、金融の開放とイノベーションの推進、投資・貿易の利便性の向上、実行中・事後の管理監督などの面で先行実験を進め、さらに大きな範囲で成功の経験を展開・複製する。 ・外資に対し参入前の内国民待遇とネガティブリスト方式を全面実行する。
	対外投資管理体制の整備(第2節)	・対外投資発展計画および重点分野・地域・国別計画を整備する。 ・登録を主とし確認を従とする対外投資管理体制を構築し、対外投資促進政策およびサービス体系を整備し、利便性の水準を高める。 ・個人の対外投資を推進し、適格国内個人投資家(通称QDII2)制度を整備する。
	金融業の双方向の開放拡大(第3節)	・人民元建て資本項目の自由交換性を段階的に実現し、人民元の自由交換性と自由に利用可能なレベルを高め、人民元の国際化を段階的に推進し、人民元資本の海外進出を推進する。 ・外資管理のネガティブリスト方式を段階的に整備する。 ・対外投資の為替規制を緩和し、企業・個人の外為管理を改善する。 ・グローバル企業の資金の海外運用規制を緩和し、段階的に対外貸付比率を高める。 ・保険業の海外進出を支援し、保険資金の対外投資の範囲を拡大する。 ・内資・外資企業および金融機関の外債(対外債務)管理を統一し、企業の外債登記制度管理改革を段階的に進め、人民元・外資の全ルートの外債および資本移動のブルーデントな管理枠組み体系を構築する。 ・国際収支のモニタリングを強化する。 ・資本市場の双方向の開放を推進し、株式・債券市場の対外開放のレベルを高め、国内機関の海外での債券発行と、海外機関の国内での人民元建て債券の発行・投資・取引を緩和する。 ・金融機関の国際化レベルを高め、海外ネットワーク展開を強化し、グローバルなサービスネットワークを整備し、国内金融市場の海外機関に対する開放レベルを高める。

資料：中国政府より野村資本市場研究所作成

⁹ <http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20151104-2.html>

¹⁰ <http://www.fsa.go.jp/inter/fsf/20151110-2.html>

金融業の双方向の開放の拡大に向けた基本的な方針としては、第一に、人民元建て資本項目の自由交換性を段階的に実現し、人民元の自由交換性と自由に利用可能なレベルを高め、人民元の国際化を段階的に推進し、人民元資本の海外進出を推進する。第二に、外貨管理のネガティブリスト方式を段階的に整備する。第三に、対外投資の為替規制を緩和し、企業・個人の外為管理を改善する。同時に、グローバル企業の資金の海外運用規制を緩和し、段階的に対外貸付比率を高める。第四に、資本市場の双方向の開放を推進し、株式・債券市場の対外開放のレベルを高め、国内機関の海外での債券発行と海外機関の国内での人民元建て債券の発行・投資・取引を緩和する。

3.1.2 今後予想される証券分野での規制緩和シナリオ
クロスボーダーの資金移動を双方向で「開放」する方向性が出たことで、証券分野では、今後、以下のような規制緩和シナリオが予想される。

(1) 資本移動の原則自由化

人民元の自由交換可能性の段階的実現と外貨管理を現在の原則制限または禁止とするポジティブリスト方式から原則自由とするネガティブ方式に転換する方法とを、中国当局はセットで考えているものと思われる。この二つの計画を実現するためには、現在の「外国為替管理条例」を改正して、資本移動を原則自由とし、資本移動の管理監督も事前審査制から届出制・事後監視制に移行する必要がある。

その一方で、外貨管理のネガティブリスト方式への転換は、2015年10月の建議の時とは異なり、要綱では「段階的に」進めるとしており、中国本土からの急激な資本流出を招かないよう、慎重なアプローチを採用している可能性がある。

また建議の段階では、人民元の国際通貨基金(IMF)の特別引出権(Special Drawing Right, SDR)構成通貨への採用を推進するとしていたが、2015年11月30日のIMF理事会で既に採用が決定された。中国当局としては、人民元のSDR構成通貨への採用を、5カ年計画で初めて明記された「人民元の国際化」の原動力として位置付けているが、これも「段階的に」推進するとの条件が付いている。

他に、建議の段階から要綱にかけて「段階的に」との条件が付いたものに、グローバル企業の資金の海外運用規制の緩和があり、「段階的に対外貸付比率を高める」としている。外貨管理同様、為替市場の安定性確保に配慮すべきとの意見に配慮した格好である。

(2) 株式・債券市場の対外開放

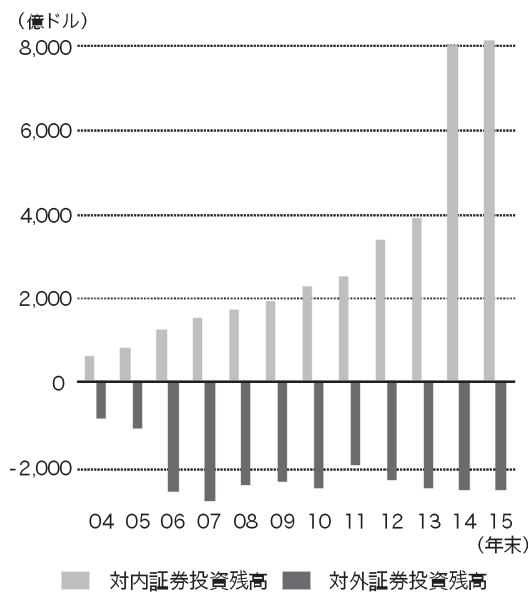
建議の段階では、「資本市場の双方向の開放を推進する。対内・対外投資の運用枠規制を改革し、段階的に取り消す」とされており、要綱との比較では前者の方向性は変わらないが、後者については、債券市場を中心にした双方向での発行・投資・取引を緩和するとの表現に書き改められている。建議の段階では、筆者は中国当局が投資分野のネガティブリスト方式の採用も念頭に(後述)、資本移動の原則自由化を実現していく流れの中で、証券投資(特に株式投資)に関わる水際の資本規制を段階的に解消していく構想を描いているものと見ていた。しかし要綱の表現からは、建議の段階での運用枠規制の改革と段階的取り消しの趣旨をストレートに読み取ることができない。

中国における対内証券投資については適格外国機関投資家(QFII)制度(2002年導入)、人民元建て適格外国機関投資家(RQFII)制度(2011年導入)、対外証券投資については適格国内機関投資家(QDII)制度(2006年導入)がある。いずれの制度においても、関係当局が機関投資家にライセンスを交付し、併せて運用枠を設定することで運営されている。運用枠の設定は、外貨については国家外為管理局が、人民元については中国人民銀行が担当している。また、外国人投資家による銀行間債券市場での人民元建て債券への投資制度については、中国人民銀行が担当している。今後は、個別の規制緩和が、対外開放のレベルを向上させ、外国人投資家にとって市場アクセスの改善につながっているかどうかを具体的に見ていくほかないであろう。

(3) 双方向の証券投資の実現は可能か

中国の双方向の証券投資の実態を見ると、これまでは対内証券投資が対外証券投資を大きく上回っている。例えば、2015年12月末時点の対内証券投資残高8,105億ドルに対し、対外証券投資残高は2,613

億ドルと約3.1倍の開きがある(図2)。これをフローで見ると、2014年の対内証券投資932億ドルに対し、同年の対外証券投資は108億ドルと約8.6倍の開きがあった。その後、2015年の対内証券投資は67億ドルに大きく減少する一方、同年の対外証券投資は732億ドルと、対外証券投資が対内証券投資の約10.9倍となった。この結果、2015年の中国の対内・対外証券投資相殺後の証券投資は9年ぶりの純流出となり、純流出金額は665億ドルに及んだ。



(注) 1. 対内証券投資残高の+ (プラス) は流入を、対外証券投資残高の- (マイナス) は流出を意味する。
2. 2015年は12月末時点の数字。
資料：国家外為管理局より野村資本市場研究所作成
図2 中国の対内証券投資残高と対外証券投資残高の推移 (ストック)

2015年の対内証券投資と対外証券投資のフローの変化の背景には、同年6月以降の株式市場の動揺、また8月以降の為替政策の変更(人民元対ドルレートの基準値の切り下げ)を受けたものがあると思われる。このため、いかに金融資源の効率的な配分の実現につながるとはいえ、中国本土投資家の国際分散投資に向けた規制緩和のスピードを速めることは非常に難しいだろう。

そこで、同じ資本市場の双方向の開放でも、中国当局が進めているのは、取引所が参加して資金フローを監視しながら進めることができる協力枠組みである。2014年11月から始まった上海・香港スツ

クコネクトや、2016年に始動予定の深圳・香港ストックコネクト、計画中の上海・ロンドンストックコネクトがこうした枠組みに該当する。2015年12月から相互に証券当局が公募投信の商品登録を始めた中国本土・香港ファンド相互販売制度もこうした枠組みに該当しよう。

3.2 外資導入モデルの転換

3.2.1 投資分野の市場開放

要綱に盛り込まれた対外開放には、金融分野への外資参入に関わるものがあり、新たな外資導入モデルを計画しているのが特徴である(前掲図2)。

基本的な方針として、第一に、参入前の内国民待遇とネガティブリスト方式を全面実行する。第二に、銀行・保険・証券・年金などの市場参入を拡大する。第三に、自由貿易試験区(FTZ)建設の質・量を高め、サービス業の開放、金融の開放とイノベーションの推進、投資・貿易の利便性の向上、実行中・事後の管理監督などの面で先行実験を進め、さらに大きな範囲で成功の経験を展開・複製する。

3.2.2 ネガティブリスト方式の採用

新たな外資導入モデルの中心となる考え方が、ネガティブリスト方式の採用である。ネガティブリスト方式とは、投資分野に原則制限を設けず、制限は例外扱いとして管理する方法である。

中国でのこれまでの外資導入政策は、ポジティブリスト方式で、投資分野を奨励・制限・許可の3類型に分け、具体的投資分野を列挙して管理してきた。実務上は、国家発展改革委員会と商務部が、外資によって投資可能な分野を列挙する「外商投資産業指導目録」を制定し、大枠を決めている。その上で金融分野については、銀监会、保监会、証监会が外国金融機関の進出条件(出資比率、ライセンス内容)に関する細則を制定してきた。

一方、従来のポジティブリスト方式の下では、新たな産業に外資を導入するためには、その都度、関連ルールの改正が必要で、また改正には時間も要するため、中国にとっても機会コストになることが分かってきた。このため、2013年11月の第18期3中全会で採択された改革プランでは、従来の外資導入

政策を転換し、ネガティブリスト方式を採用し、投資分野に原則制限を設けず、制限は例外扱いとして管理する方向性を打ち出している。

3.2.3 期限を区切ったネガティブリスト方式の全面採用

第13次5カ年計画の建議や要綱に先立つ2015年9月17日、中国共産党中央および国務院は「開放型経済新体制の構築に関する若干の意見」を公表した¹¹。同意見では、外国企業の投資管理体制の創新が含まれており、内資・外資の法律・法規の一本化、参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理モデルの推進が打ち出されている。

続いて、同年10月19日には、国務院は「市場参入ネガティブリスト方式の実施に関する意見」を公表した¹²。同意見では、ネガティブリスト方式を実施するに当たっての全体的な方針および適用条件などを明確にするとともに、2015年12月1日から2017年12月31日まで一部地域で試行し、2018年より全国で実施するとしてタイミングを区切ったことが特徴である。外商投資企業へのネガティブリスト方式の適用の前提となる法令として、商務部は従来の外資三法（中外合資経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法）に代わる「外国投資法」の草案を既に2015年1月9日にパブリックコメントに付している。一連の政策により、中国の外資導入モデルは転機を迎え、外資にとって、より投資しやすい環境が構築されていく可能性がある。

3.2.4 ネガティブリスト方式の上海での実験と証券分野

実は、ネガティブリスト方式は、2013年10月から始まった「中国（上海）自由貿易試験区」（上海FTZ）で既に実験が行われている。国全体としてのネガティブリスト方式の採用に先立ち、まずは上海のFTZで実験を行い、その経験を取り込もうとしているのである。ネガティブリスト自体は毎年見直

しが行われており、2013年版では190項目、2014年版では139項目、2015年版では122項目まで削減されている。

ただし、建議でも取り上げられた証券分野は、上海FTZでもネガティブリストに引き続き計上されており、既存の中央レベルの参入規制（①合弁会社、②外資出資上限49%、③A株（人民元普通株）は当初は引受のみ、④2年以上連続経営後ライセンスの範囲拡大の申請可能）が課されている。

また、中国国内の合弁パートナーを証券会社に限定する規制も課されているが、中国人民銀行他が公表した前述の金融改革40条意見の18条において、上海FTZで設立される合弁証券会社については、このパートナー規制を撤廃するとした。パートナー選定の自由度が増すことは外資にとって一歩前進といえよう。

3.2.5 ネガティブリスト方式と通商政策

中国でのネガティブリスト方式の採用には、通商政策の視点もある。

習近平指導部は、第18期3中全会で採択された改革プランの中で、世界貿易機関（WTO）のルールを堅持することを前提に、二国間や多国間の自由貿易協定（FTA）を進めていく方針を明確にしている。この方針には、WTO以外の通商協定ルートも使って、中国経済がグローバル化の恩恵を受けると同時に、協定締結に伴う交渉を国内改革のテコに使おうとする狙いも見取れる。これらの考え方は、第13次5カ年計画の要綱でも、①自由貿易協定戦略を速やかに実施する、②地域の全面的な経済パートナーシップ協定交渉を推進し、最終的には貿易・グローバルな投資の自由化と利便化を促進するとしている。

グローバルな通商体制のルール作りに参加するために、中国は米国との間で、二国間では初めてとなるネガティブリスト方式での二国間投資協定（Bilateral Investment Treaty、BIT）交渉を進めている。同方式採用の先鞭をつけたTPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉が2015年10月初めに交渉参加12カ国で大筋合意に達した今、中国にとって米中投資協定の重みがより増している。今後、米中投

¹¹ http://www.gov.cn/xinwen/2015-09/17/content_2934172.htm

¹² http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-10/19/content_10247.htm

資協定をまとめていくためにも、中国は国内の外資導入モデルを転換しなければならない立場にある。

4. 結びにかえて

第18期3中全会で採択された改革プランの最終年と第13次5カ年計画の最終年は同じ2020年であり、同計画には既に動き出している第18期3中全会の改革の流れを進める役割がある。従って、これまで見てきた新三板への登録企業数やMMFの純資産残高の増加などは、既に市場の大きな流れとなっており、これを政策的に後押しするだけで良いものと思われる。

一方、資本市場の双方向の開放やネガティブリスト方式の採用は、これから詳細な制度設計を詰めていく段階にあり、政策上の規制緩和次第という要素が大きい。それは中国国内事情のみならず、世界経済の動向次第では、中国政府によって実行のペース自体がコントロールされる可能性もある。市場化、国際化に向けた改革という大きな方向性自体は不変と思われるが、当面は市場の安定を前提に、段階的かつ慎重なアプローチが続いていく可能性が高い。また今後、国内外の市場で仮に突発的なイベントが発生し、実行のペースを落とした場合でも、それを一時的なものに留めて、改革に向けた出口を中国が探って行けるかどうかを市場関係者は注視している。これらは、要綱で重視している金融業の業態別の管理監督体制の見直しとその実効性の確保次第でもあり、金融業の実体経済の成長や効率化に寄与する側面と、金融システムの安定性に直結する側面とに配慮した細心の制度設計が中国政府に求められていくこととなる。

要綱の公表を受け、今後は、各分野で第13次5カ年計画を作成するプロセスに移っていくこととなる。要綱でも、2016年3月の全人代の政府活動報告でも、直接金融の比重を高め、金融仲介機能を改善することが、生産能力過剰業種の有利子負債のリストラを進めるだけでなく、成長産業を育成するのに不可欠であるという認識がこれまで以上に高まっているように思われる。実行段階に移っていく第13次5カ年計画の動向が今後も注目される。

中国企業の海外進出はインフラ輸出重視へ

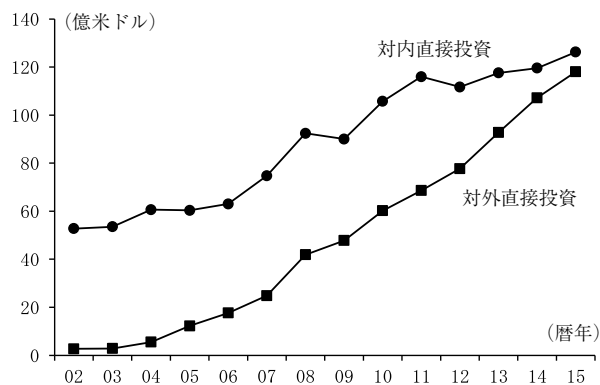
研究第一部 中国グループ 主任研究員 衣笠 一步
 日立(中国)有限公司 経済・産業研究中心 副総経理 陳 威

1999年に始まった「走出去」と呼ばれる中国企業の海外進出を促進させる国家戦略は、国内の過剰生産能力削減と中国企業の技術力向上をめざした新たな段階を迎えている。高速鉄道、原子力発電を筆頭に中国企業の海外進出が加速し、グローバル市場における影響力が増大しつつあるのはその表れといえる。今後、日本企業にとって中国企業は、従来の顧客や競合としてだけでなくパートナーとしても重要となる。日中企業合作（協業）の機会も増加しよう。

1. 急拡大が続く対外直接投資

中国の直接投資は、2000年代に入ってから対内直接投資が対外直接投資を大幅に上回る傾向が続いてきた（図1）。しかし、対外直接投資は2005年前後から2008年のリーマン・ショックを経てその後も急増している。金融部門を除く対外直接投資の年平均増加率は、2004～08年が73.8%、2010年以降も16.4%と高い伸びが続いており、対内直接投資額を上回ろうとしている（図1）。中国商務部の統計（フロー）では、2014年の金融部門を除く対内直接投資は1,196億ドル、同対外直接投資は1,072億ドル（中国商務部は、中国国外の中国系企業が第三国・地域に対して行った再投資額を合算すると、中国の対外直接投資は1,400億ドル程度まで達していると発表）となり、いずれも過去最高額を記録した。2015年は金融部門を除く対内直接投資が1,263億ドルに対し、対外直接投資が1,180億ドルまで迫った。

世界でも中国の対外直接投資の規模は最上位に近い。UNCTAD（国連貿易開発会議）が発表している世界の対外直接投資（フロー）の国・地域別ランキング（2014年）によれば、世界第1位は米国で3,369億ドル、第2位は香港で1,427億ドル、第3位が中国で1,160億ドルとなっている。企業規模が拡大し、海外進出を加速させる中国企業のグローバル市場における影響力が一段と高まっている。



注：対内・対外直接投資ともに金融部門を除く
 資料：中国商務部より日立総研作成

図1 中国の対内・対外直接投資の推移

2. 「走出去」はインフラ輸出重視へ

「走出去」は、1999年に政府が対外投資促進を目的として提起した政策である。2000年から国家戦略に盛り込まれ、2001年の中国のWTO加盟を契機に本格化した。以降、アジア、アフリカ、中南米を中心に世界160カ国以上に投資実績を積み上げている。

「走出去」が国家戦略となった2000年以降、海外に販売網を構築してローテク製品を輸出したり、原油や鉱物など資源確保のために、国有エンジニアリング企業が資源国のインフラ建設事業に参画する動きが広がった。民間企業も技術やブランド取得のために海外企業のM&Aを進めてきた。2004年のレノボによるIBMパソコン事業買収、2010年の吉利汽車によるボルボ買収などがその例である。2014年の中国企業によるM&Aは595件、569億ドルと対外直接投資全体の46.2%に達している。

2015年から「走出去」政策はインフラ輸出に重点を置く新たな局面に入った。政府は、価格も含めて先進国企業と戦えるレベルになった高速鉄道や原子力発電事業を重点分野として、インフラ輸出を促している。李克強國務院総理（以下、首相）は2015年1月の國務院常務会議において、海外における工事設計・建設、

¹ 中国鉄建、中国水利水電建設集団、中国土木建設集団など

中国製設備・部品の供給、運営、保守サービスなどを強化する方針を掲げ、グローバル競争への積極的な参画は経済の安定成長のみならず産業高度化にも寄与すると鼓舞した。さらに、同年5月の国務院常務会議では、「一带一路」構想と絡めて沿線国・地域の需要を取り込み、鉄道、電力、通信、建設機械などの分野を中心に、生産能力と設備製造の国際協力を推進する方針を打ち出した。

2015年3月の全国人民代表大会（以下、全人代）後に国家発展改革委員会が公表した報告²では、企業の対外進出促進戦略を深化させる方針が掲げられた。ここでのポイントは大きく三つある。第一に、政府が外資企業に対する市場参入規制を明文化した「外商投資産業指導目録（以下、外商目録）³」を改定し、高い技術力を持つ外資企業の誘致を通じて国内の産業高度化を図る（2015年3月10日に改定、4月10日から施行）。第二に、対外投資の効率と質の向上をめざして、高速鉄道、港湾、道路、原子力発電事業を重点分野として対外進出を加速する。第三に「一带一路（シルクロード経済ベルトおよび21世紀海上シルクロード）」構想を推進し、国境間のインフラ・リンク⁴（まずは「中国・パキスタン経済回廊」、「バングラデシュ・中国・インド・ミャンマー経済回廊」の構築）を迅速に進めるなど、二国間・多国間、地域間の経済協力を強化する。こうした方針は、2016年3月の全人代開幕時に行われた李克強首相による「政府活動報告」においても、①先進的製造、環境保全・省エネ（スマート製造・グリーン製造）、近代的サービス、東北部・中西部への外資企業による投資奨励、②「一带一路」建設の大幅な進展、③生産能力での国際協力（協業）という形で踏襲されている。

² 「2014年度国民経済・社会発展計画の執行状況と2015年度国民経済・社会発展計画案についての報告」

³ 中国において外商投資プロジェクトは、「外商投資産業指導目録」により定められている。国家発展改革委員会と商務部が公布する。「奨励類」「許可類」「制限類」「禁止類」に4分類され、分類ごとに審査許可権限や享受できる優遇政策が定められている。1995年に初めて公布されて以降、その時々を外資政策を反映する形で合計5回改正が実施された。今回の改定では、「制限類」については外資参入の制限項目を半減（前回：79項目→今回：38項目）、外資出資比率制限の付与項目を大幅削減（82項目→46項目）するなど、全体的には市場開放を進めていく方向感が示された。

⁴ 例えば、高速鉄道計画「新ユーラシア・ランドブリッジ」は、江蘇省連雲港を最東端に、新疆ウイグル自治区ウルムチからカザフスタン、ロシア、ベラルーシ、ポーランド、ドイツを経由して海運の要衝オランダ・ロッテルダム港までを連結する計画。

3. 高速鉄道、原子力発電の海外進出加速

前掲・外商目録では、外資企業の誘致は高い技術力を要する分野に限定し、それ以外の分野では中国の独自技術や資本を優遇する国産化要求が強化される傾向にある。例えば、電力、鉄道、自動車、情報通信といった基幹インフラ分野では原則として外資マジョリティ（出資比率50%以上）は認められていない。また、同じく国産化が急速に進むATM（現金自動預払機）に関しては、国内企業を優遇するため、2015年から外資企業単独での政府案件入札ができなくなった。このように、中国政府は基幹インフラ分野などで国産化を進め、国内の巨大市場で国内企業に実績を積み、技術力も向上させてきた。その結果、高速鉄道、電力、原子力発電など、中国企業の技術力が価格も含めると海外市場で先進国企業と戦えるレベルまで達している分野も出てきた。2015年に実施された高速鉄道と原子力発電での企業再編は海外市場を狙ったものであり、「走出去」が新時代に入ったことを示している。

3.1 巨大鉄道メーカ中国中車の世界市場で攻勢

中国の鉄道設備輸出は2014年267.7億元（前年比22.6%増）と、ASEAN、米州（米国、ブラジル、アルゼンチン）、アフリカ（南ア、エチオピア）向けを中心に大幅に増加した。輸出拡大を志向して、国内では企業再編が進展している。二大国有鉄道車両メーカだった中国南車集団（以下、南車）と中国北車集団（以下北車）が2015年6月1日に合併し「中国中車股份有限公司」（以下、中国中車）が誕生した（南車が北車を吸収合併した形で実施、株式交換比率は北車1株：南車1.1株）。中国中車の合計売上高2,240億元（4兆4,352億円）は、Bombardier（カナダ）、Siemens（ドイツ）、Alstom（フランス）の鉄道部門売上高合計を上回る（表1）。世界最大の鉄道車両メーカの誕生で

表1 中国中車、世界大手鉄道車両メーカの比較

	中国中車	Bombardier	Siemens	Alstom
売上高(億元)	2,240.1	597.1	530.7	427.9
税引前利益(億元)	119.3	26.7	30.7	11.1
従業員数(万人)	17.7	4.0	2.6	2.8

注1：売上高、税引前利益は鉄道部門。中国中車は南車・北車合算数値

注2：6.21 人民元/ドル、6.97 人民元/ユーロで換算

資料：各社2014年度アニュアルレポートなどより日立総研作成

ある。合併に先立ち、白英姿・國務院企業改革局長は「南車・北車の整理再編は他の中央企業にも再現可能」と発言しており、今後は鉄道以外の国有企業においても改革が進む可能性がある。

南車・北車合併の効果は大きく三つ考えられる。第一は国内企業間の価格競争回避である。2013年、アルゼンチンにおける鉄道入札案件で南車と北車が競合し、価格引き下げ競争となった結果、南車・北車および下請けを含む関連会社に合計約30億ドルの損失が発生したという苦い経験がある。

第二は技術力の強化である。南車はBombardier、川崎重工、北車はSiemens、Alstomと技術提携しており、技術提携契約の範囲内ではあるが、技術の相互補完が可能になる。また、研究開発投資の重複を解消することで効率化をさらに進めることができる。

第三は中国製高速鉄道のブランド確立に向け、政府要人の外交ルートによる売り込みが強化される。政府は「中国製造2025（中国製造業10カ年計画）」において「中国ブランド確立」を掲げている。「世界最大の鉄道車両メーカー」として、技術力で先進国に比肩する中国製高速鉄道というブランドを世界で確立したい考えだ。「一帯一路」構想は、中国、中央アジア、欧州各国とのインフラ・リンクを志向するものであり、同構想の下で中国製高速鉄道の輸出が加速する可能性がある。

表2 南車・北車合併により見込まれる効果

国内企業間の価格競争回避	・海外顧客への営業活動を一本化 ・資金力の増強
技術力強化	・技術の相互補完 ・技術提携企業からの先端技術導入 ・重複する研究開発投資の効率化
外交ルートによる売り込み強化	・世界市場における中国製高速鉄道ブランド確立 ・中国企業の設備輸出

資料：日立総研作成

3.2 海外攻勢を強める中国の原子力事業

現在、中国国内の原子炉は30基が運転中（世界全体の約7%）で、建設中24基（同37%）、計画中42基（同24%）、提案段階136基（同40%）はいずれも世界最多を誇る（表3）。

表3 主要国の原子炉開発（2016年3月時点）

	運転中		建設中	計画中	提案中
	基数	出力 (MWe)	基数	基数	基数
米国	99	98,990	5	18	24
フランス	58	63,130	1	0	1
日本	43	40,480	3	9	3
ロシア	35	26,053	8	25	23
中国	30	26,849	24	42	136
インド	21	5,302	6	24	35
カナダ	19	13,553	0	2	3
英国	15	8,883	0	4	9
世界合計	440	384,006	65	173	337

資料：World Nuclear Association より日立総研作成

2011年の東日本大震災の影響により、中国は原子力（原子炉）輸出、国内建設ともに停止していたものの、政府は原子力輸出を技術集約型産業振興の中核とする方針を掲げていた。2015年1月、李克強首相の輸出強化指示を受けて、現在は最新型・国産第3世代炉「華龍（Hualong）一号⁵」の建設拡大、第4世代炉開発による原子力輸出強国をめざしている。輸出の前提となる原子力協定は米国、英国、ドイツ、フランス、アルゼンチン、パキスタンなど25カ国と締結しており、その内、パキスタン、ルーマニア、アルゼンチン、英国の4カ国には既に輸出実績がある（表4）。2015年2月には、アルゼンチン政府との間で「華龍一号」の輸出（総額70億米ドル）に合意した。

中国核工業集団（以下、中核集団）、中国広核集団（以下、中広核）などの原子力発電事業者、上海電気、中国東方電気など原子力発電設備メーカーの技術水準は飛躍的に向上している。「華龍一号」の国産部品率は85%に達しており、圧力容器の内部部品以外は、制御棒も含めて自国製を使用している。

中国中車の誕生と時期を同じくして、原子力発電業界でも大規模な企業再編が行われた。2015年6月、国家核電技術会社と中国電力投資集団が合併し「国家電力投資集団公司（以下、国電投）」が誕生した。これにより、国内原子力発電事業者は中核集団、中広核を含めた3強体制となった。トルコや南アフリカにおける原子力発電所新設案件の主契約者は国電投である。

⁵ 中国核工業集団が開発中の「ACP1000」炉と中国広核集団が知的財産権を保有する第3世代炉「ACPR1000+」の設計を一本化した原子炉。

今後、アジア・アフリカなど新市場開拓の加速も見込まれる。既にバングラデシュ、ケニアでは2020年代の原子炉建設を計画中である。政府要人の外交ルートを通じた売り込み、潤沢な国家資金、価格優位を武器に輸出攻勢が強まろう。

4. 拡大する協業機会

中国企業の海外進出が進む中で、日本企業と中国企業との協業機会が増加する。2015年11月、李克強首相は日本経済界代表团（日中経済協会、日本経済団体連合会、日本商工会議所の3団体から日本企業関係者約200名が出席）と面会した際、「日本など先進国の先進技術と中国の「充実（原文では「充裕」）」している生産能力とを協業することによって発展途上国のインフラ建設需要を満たし、経済発展に貢献する」と述べ、第三国における日中企業協業への意欲を示した。ここで、生産能力に関して「充裕」という表現を用いている点が興味深い。これは直訳すれば「充実」だが、「中国企業の過剰生産設備を有効活用する」とも解釈できる。すなわち、中国が企業の対外進出促進戦略を深化させている背景には、中国国内で過剰となっている鉄鋼、石炭、セメントなどの生産設備（表5）を海外市場に展開することで解消を図りたい思惑が見取れる。

2016年3月に発表された「第13次5カ年計画（2016-20年）」においても、先進国企業と中国企業との生産能力および設備製造面での協業（例えば、日中

合弁企業設立による第三国市場開拓などが考えられる）を推進し、それを後押しする金融支援体制を積極的に構築することが掲げられている。AIIB（アジアインフラ投資銀行）、BRICS 開発銀行（NDB）など開発金融機構や政策性銀行（国家開発銀行、輸出入銀行）を活用して中国企業が組成したプロジェクトへ、先進国企業が参画する機会が増える可能性もある。高速鉄道や原子力発電を筆頭に、中国企業のグローバル市場における影響力が高まりつつある。今後、日本企業にとって中国企業は、従来の顧客や競合としてだけでなく協業相手（パートナー）としても重要となる。

表5 インフラ関連業種の設備稼働率（%）

	2007年	2014年	差
製造業全体	79.4	71.0	▲8.4
鉄鋼	81.2	66.1	▲15.1
セメント・ガラス	80.7	68.8	▲11.9
アルミ	80.7	69.4	▲11.3

資料：内閣府資料より日立総研作成

表4 中国の原子力輸出（実績および進行中の案件）

国	発電所名	炉型	国産 / 輸入炉	建設費(億ドル)	稼働予定時期	中国企業
パキスタン	チャシユマ(Chasma)3、4号機	CP300	国産	23.7	2016～17年	中核集団
	カラチ(Karachi)1、2号機	華龍一号	国産	95.9	計画中	中核集団
ルーマニア	チェルナヴォダ(Cernavoda)3、4号機	CANDU	カナダ製	65	計画中	中広核
アルゼンチン	アトーチャ(Atucha)3号機	CANDU	カナダ製	58	計画中	中核集団
	アトーチャ4・5号機	華龍一号	国産	70	計画中	中核集団
英国	ブラッドウェル(Bradwell)	華龍一号	国産	-	2023年	中広核
トルコ	イグネアダ	AP1000 および CAP1400	AP1000は米WH社、 CAP1400は国産	-	計画中	国電投
南アフリカ	Thyspunt	CAP1400	国産	-	計画中	国電投

資料：World Nuclear Associationより日立総研作成

新型城鎮化のチャンスと挑戦

清華大学（建設管理学科）博士 張博
清華大学（建設管理学科）教授 王守清

王守清 (Wang Shou Qing)

清華大学建設管理学科教授、清華大学国際PJ管理研究院副院長、清華大学恒隆不動産研究センタ PPP 研究室主任、清華大学 PPP 研究センタ専門家。米国 PJ 管理協会 (PMI) のグローバル PJ 管理学位承認センタ中国副主席など学外役職多数。公共事業、城鎮化に関する PPP と PJ 管理などの研究・教育を行っており、300 以上の論文を発表。

張博 (Zhang Bo)

清華大学建設管理学科博士。PPP（政府と企業の連携投資）と都市経済と不動産を中心に研究。中国住宅建設部主催「華夏建設科学技術賞」2 等賞など受賞多数。清華大学恒隆不動産研究センタが発表した「中国主要都市居住地地価指数」(CRLPI)、「中国典型都市住居同質価格指数」(CQCHPI) と「中国都市中古住宅指数」(CCHINDEX) の 3 指数研究の主要メンバ、関連学術論文を多数発表。

CONTENTS

1. 新型城鎮化が提起された背景と意義
2. 新型城鎮化の進捗（しんちよく）
3. 新型城鎮化における事業機会
4. 参入企業への提案：PPP 事業への参画

1. 新型城鎮化が提起された背景と意義

1.1 新型城鎮化が提起された背景

1980 年代の改革開放以降、経済と工業化の急速な発展に伴って、中国の城鎮化（都市化）は進展してきた。都市化率（全人口に占める都市居住者比率）は 1978 年の 17.9% から 2015 年には 56.1% まで上昇した。しかし、大都市を中心とした大規模開発による「伝統的な城鎮化」を進めた結果、城鎮化の進展に伴い、農村出身者の市民化の遅れ、人口の都市化よりも速いスピードで進んだ土地の都市化の拡大（人口の都市部への流入よりも速いスピードで広域道路などの都市開発が行われた結果、土地の利用効率が悪くなっている）、地域間での不均衡な発展、環境などの都市特有の問題のまん延、都市と農村部の格差拡大などといったさまざまな問題を引き起こした。中国は、「伝統的な城鎮化」ではなく「新型城鎮化」の道を模索することが急務である。

こうした状況を鑑みて、国務院は 2014 年 3 月、城鎮化の方向性を示す重要政策「国家新型城鎮化計画（2014-20 年）」、（以下「城鎮化計画」）を正式発表した。

1.2 新型城鎮化の現実的意義

新型城鎮化は中国の近代化へと通じる道である。国家の近代化を実現するために工業化を行うことは不可避であるが、それと同時に都市の発展も重視されなければならない。なぜなら、城鎮化の進展によって、より多くの土地が開発・建設に利用され、より多くの労働力が生産・運営に投入される環境が整うからである。今後、中国においては、工業化と城鎮化を同時に進めることが重要なテーマとなる。

新型城鎮化は、経済成長の新たなエンジンとなる。農村人口が都市へと移動するに従い都市の規模は徐々に拡大していく。都市インフラに対する新たな需要が創出され、インフラや公共サービス施設への投資が誘発される。都市人口が 1 人増加するごとに、都市インフラへの投資は少なくとも 170 万円が必要との試算もある。城鎮化の過程で創出される大量の雇用機会が農村からの人口流入を吸収し、都市および農村住民の収入を向上させ、潜在的な消費需要を喚起するだろう。

新型城鎮化は、産業構造の転換・高度化の加速にも寄与する。2015 年、中国の GDP に占める第 3 次産業比率は 50.5% であった。先進国の同比率は 70% 以上と、両者には依然大きな差があり、中所得国に

もまだ及ばない。都市化が進展して、雇用吸収力のある第3次産業が育成されれば、農村からの移転人口に雇用機会が提供できるのと同時に、人々の生活水準も高まる。また、城鎮化の過程においてイノベーションの集積と普及をもたらし、伝統的産業の改良・向上、新興産業の発展も期待できる。

2. 新型城鎮化の進捗(しんちよく)

中国の城鎮化は「城鎮化計画」の実施によって、2014～2015年に若干の成果を見たものの、国内経済の成長鈍化や、2008年グローバル金融危機以降の世界経済全体がまだ病み上がりを脱していない状況を反映して、依然課題も多く残されている。このため、国務院は2016年2月6日、「新型城鎮化建設のさらなる推進に関する若干の意見(国発[2016]8号)」(以下「意見」)を公表し、農村からの移転人口の市民化推進、都市機能の向上、新農村建設の促進、中小都市および特色のある小城鎮(農村部の小規模な町)の育成、土地利用の改善および投資・融資スキームの革新などについて、具体的な指針を打ち出した。

現在の城鎮化には、地域ごとの発展が不均一であるという問題が存在する。産業、資本、人口は東部に集中し、東北・西部地域は経済発展が遅れている。同時に、異なる規模の都市間で発展の調和が取れておらず、大型都市はいたずらに発展していて、大気汚染、交通渋滞、不動産価格の高騰といった大都市特有の問題が生じている。一方、中小都市の発展は極めて緩慢であり、人口流出による過疎化が進み、産業構造も旧態依然としたもので時代にまったく対応できていない。このような地域発展形態が今後も続くと、資源の浪費、環境問題の深刻化、社会矛盾の拡大といった問題をさらに引き起こし、城鎮化の迅速な進展と効率性を阻害してしまう。このため「城鎮化計画」第四編「城鎮化配置と形態の最適化」では、こうした問題への対策が提案され、「意見」においても、今後重点的に発展させる地域が明示された。詳細は以下の通りである。

2.1 新たな成長拠点となる19都市群を創造

「第13次5カ年計画」では、①京津冀、長江デルタ、珠江デルタという世界水準にある都市群のさらなる発展と、②地方都市群の振興が打ち出されている。

現在、最も活発に経済活動が行われているのは北京・天津・河北都市群(以下、京津冀)、長江デルタ都市群および珠江デルタ都市群という三つの都市群である。この三大都市群は、経済活動が最も活発で、対外開放の度合いが最も高く、イノベーション能力にたけ、農村からの移転人口の受け入れを積極的に実施している地域である。特に、北京の首都機能を近隣地域へ分散することも含めて、京津冀の発展は重要な国家戦略である。中国共産党中央政治局は2015年4月30日、「京津冀共同発展計画綱要」を審議通過させた。

次に、地方都市群の振興も第13次5カ年計画において打ち出している。「中西部地域都市群を育成し、東北地域、中原地域、長江中流地域、成都・重慶地域、関中(陝西省)平原都市群を発展・拡大する。北部湾、山西中部、フフホト、貴州中部、雲南中部、蘭州-西寧、寧夏黄河沿岸、天山北坡の各都市を都市群へと発展させるよう誘導し、より多くの地域発展を支える成長拠点を形成する。新疆・ラサ市(省会都市)およびカシュガル市を中心とした都市圏の発展を促進する」としている。2016年2月、国務院はハルビンと長春を中心とする「ハルビン・長春都市群計画」を承認した。成都・重慶などの都市群計画も2016年に承認される見通しである。

第13次5カ年計画に基づけば、今後19の都市群が形成されることになる。最近では、各都市群の確実な発展を促すため、中央政府および地方政府から多数の指導意見が相次いで発表されるようになった。

2.2 中小都市および小城鎮の育成を加速

第13次5カ年計画では、また、中小都市の増加・質的向上をめざすとされている。中小都市および県の中心都市における産業配置を政府が指導し、行政インフラや公共サービス施設を改善し、良質な教育や医療などの公共サービスを効率よく提供

する。特大鎮（県の次の行政単位）機能を拡大し、人口10万人以上を有する特大鎮には県級の管理権限を付与し、市・区設置基準を整備し、条件に合致する県および特大鎮は市へと移行させる。産業立地と都市機能とが融合した魅力ある小城鎮を臨機応変に発展させる。国境や港湾都市の機能を高める、などとしている。

2015年、中小都市の国内総生産は約920兆円と、国全体の8割を占めた。中小都市の発展は、都市・農村の一体発展、「小康社会（ややゆとりのある社会）」の建設加速に向けて重要なエンジンとなる。

浙江省ではじまった「小城鎮」は、現在中国各地で急速な発展を遂げている。小城鎮は都市と農村を連結し、農村のインフラ改善、都市・農村の一体発展に寄与する。国家発展改革委員会はかつて、小城鎮の発展には三つの意義があると述べている。1点目は大都市への過度の集中回避、2点目は地域特有の産業育成、3点目は「三農（農村・農民・農業）」に対するサービスの向上である。これは、城鎮化を進める過程において農村部の経済発展をけん引することにもつながる。

2.3 国家新型城鎮化総合試行地域を造成

国家新型城鎮化総合試行地域（以下「試行地域」）は、今後の制度改革に先鞭（せんべん）を付ける意味を持つ。政府は2～3年をかけて試行地域で再現・普及可能な開発ノウハウを積み上げ、それを2018～20年には全国に普及させたい考えだ。

2015年2月、国家発展改革委員会は江蘇、安徽の2省および寧波など62都市（鎮）を第一期「試行地域」とする案を発表した。また、2015年11月には第二期として北京市房山区など59都市（鎮）を選定した。「国家新型城鎮化総合試行地域全体実施案」には、各施行地域の任務として、出稼ぎ農民の都市への融合、新型中小都市の育成、都市（鎮）のエコスマート化、地域特有の産業育成、開発区の構造転換、低効率用地の再開発利用、都市群の共同発展メカニズム、新農村建設などを重点分野とする旨が明記された。

これを基礎として、2016年2月の「意見」では試行地域をさらに拡大することが打ち出されている。中西部と東北地域重視、中小都市と小城鎮重視の原則にのっとり、第二期「試行地域」と同様の政府組織体制を横展開するとともに、国務院と地方政府が開発に向けた環境整備を実施し、試行地域が自らのアイデアで都市設計および運営を行っていきけるような空間を創造する、としている。

3. 新型城鎮化における事業機会

新型城鎮化では、以下の3分野により多くの資源が重点投入されるだろう。はじめに、都市間および都市内の公共交通インフラに対する投資である。これは、都市間の移動に際して迅速な交通の接続を保証し、都市群間の連結効果を高めるのと同時に、大都市と中小都市および小城鎮との連結による経済効果も期待できる。次に地下管網、スポンジ都市¹、行政インフラ・公共サービス施設を重点とした都市インフラ建設に対する投資である。これにより公共サービスが充実し、人々の生活が豊かになり、都市の管理・運営能力が向上することが見込まれる。最後に都市のバラック街、スラムおよび危険住宅などの改築に対する投資である。これは、都市住宅システムの健全化、都市の外観をより良くし、人々の生活水準の向上に資する。

3.1 都市間および都市内の公共交通インフラ建設

「城鎮化計画」では「総合交通輸送インフラの強化」が掲げられている。具体的には、都市間および都市内の公共交通インフラ建設をさらに強化するというもので、総合輸送道路と地域の交通基幹網を同時に整備し、都市間交通をリンクし、都市群の交通を一体化しようという計画である。大都市と中小都市および小城鎮の交通インフラが整備されれば、それに伴う経済効果も期待できる。

¹ 都市が冠水するのを防ぐため、雨水を効率的に貯水・排水し利用する「海綿都市」が設計されている

また、第13次5カ年計画では以下の内容がうたわれた。今後5年間で高速鉄道の営業距離を3万キロメートルまで延伸し、80%以上の大都市をカバーする。高速道路の新設・更新距離は約3万キロメートルに延伸する。沿海部の高速鉄道、沿海部の高速道路と河川沿いの高速鉄道を開通し、国境沿いの道路と鉄道建設を加速する。民間輸送用の空港を50カ所以上新設する。都市軌道交通の新規営業距離は約3,000キロメートルとする。建制村²の舗装道路および送迎バスを開通し、村単位での郵便業務を実現する、などである。

また、都市内における公共交通の発展を最重要課題に位置付け、優先的に発展を図るとされている。公共交通を主体としたモータリゼーションの構築を加速し、高速バス、トラムなど大容量の陸上輸送システムを発展させ、都市軌道交通を建設する。公共交通の駅および路線を最適配置し、公共交通優先道路を作り、(エリアの)カバー率、定刻率(時間に遅れない)の向上、運行頻度を高める。人口100万人以上を有する都市の中心部においては、公共交通機関の駅を500メートル間隔で設置する。交通量を有効に調整・制御できるよう総合管理システムを導入する、などがうたわれている。

3.2 都市内の公共サービス施設の建設

新型城鎮化を通じて、都市における公共サービス水準の向上を図ることは重要である。都市人口の増加速度と空間分布に基づいて、学校など教育施設、病院など医療衛生機関、文化施設、体育施設といった公共サービス施設の最適配置がなされるだろう。

「意見」では、都市の全面的な機能向上が強調されている。都市の地下管路改造工事を実施し、地上・地下設備計画を見直し、地下インフラの建設・更新を行い、電気・ガス、上下水、通信、テレビ・ラジオ、暖房などの地下管網を合理的に配置し、地上にある(電線など)電力網、通信網の地中化工事を加速する。新型都市区や大規模開発区にスポンジ都市の建設を推進する。後述の旧市街地のバラック街、危険住宅、

老朽化した住宅・集合団地の建て替え工事に合わせて、都市の防災・安全、雨水回収利用、水質汚染対策などの諸問題にも適切に対処する、とされている。

3.3 旧市街地の再建、老朽化住宅・危険住宅の改築、住宅設備の更新

「城鎮化計画」では、旧市街地のバラック街、危険住宅、老朽化した住宅・集合団地の改築・建て替えと歴史ある旧市街地住宅の保護とともに重視(新旧都市の結合)するとの方針にのっとり、旧市街地の健全化と機能向上をめざしている。具体的には、旧市街地にある老朽化した工業区の移転、バラック街・スラム、老朽化した集合団地、危険住宅、非成套住宅(上下水の設備がない、北部地域では暖房供給設備などが無い住宅)の改築などを推進することによって、都市住民の生活空間を全面的に改善しようというものである。

「意見」においても、約1億人が居住する都市のバラック街、スラム街の改築計画と、危険住宅や老朽化した住宅・集合団地、非成套住宅などの改築、住宅設備の更新工事を段階的に進めていくことを目標に掲げている。また、このような政策の対象を全国レベルの重点鎮まで拡大するとした上で、工事の監督責任については、ずさんな建物建設工事が行われないよう終身責任追及制度を厳格に実施するとしている。

4. 参入企業への提案：PPP事業への参画

前章では、新型城鎮化の過程で生まれる企業の事業機会について体系的に整理した。本章では、新型城鎮化に付随する市場への参入を検討している民間企業、特に外資企業がどのように自社の強みを生かして中国での成長戦略を策定し、より多くの事業機会をつかむかについて、以下に筆者の提案を記したい。

「城鎮化計画」では、城鎮化の質を全面的に高め、城鎮化発展方式の転換を加速し、都市・農村人

² 省市級国家機関による承認を経て設置された村

口の市民化（人口の都市化）を秩序だてて推進すること、都市群を主たる形態とし、大・中小都市と小城鎮の調和のとれた発展を推進することが明示されている。また、都市の持続可能な発展を実現し、すべての都市住民が公共サービスを楽しむことができるようにする。交通インフラおよび情報通信ネットワークをベースに都市群を計画的に設計・建設することで、城および鎮の開発境界線を明確化、都市空間の最適化を図り、コンパクトシティの形成と土地の利用効率向上に努める、としている。

新型城鎮化に付随するインフラ市場などへの参入を検討している企業は、行政インフラおよび公共サービス施設の建設、旧市街地の再建などの事業分野において、19の都市群、増加する小城鎮、将来的な発展をめざす100カ所以上の「試行地域」をターゲットとして参入機会を探る必要があるだろう。

国家開発銀行の試算によれば、城鎮化に対する資金需要は今後3年間で425兆円（1年当たり約140兆円。これは中国全体での年間固定資産投資680兆円の20%に相当）に達し、2020年までには少なくとも850兆円の都市インフラ建設投資が必要とされる。しかしながら、政府の2015年度財政収入は約260兆円にとどまっており、政府の補助金に依存することはできない。すなわち、政府補助金と金融機関からの借り入れという従来の資金調達方式では対応が難しくなっていることを意味する。地方政府にとって最大の収入源であった土地譲渡金収入の激減、地方政府融資平台の規制などといった問題にも対応しなければならない。

こうした状況を踏まえて、中国政府、特に財政部と国家発展改革委員会などの中央委員会は、2013年末からPPP³(Public-Private Partnership、「官民パートナーシップ」)の活用を勧奨しており、昨今のインフラ案件では大きな潮流となっている。PPPが

貢献できる高品質な行政インフラおよび公共サービス施設の建設推進は、いずれも城鎮化の核となる事業である。また、PPPの枠組みを使えば国民の納税負担が増えることもない。民間資本、特に実務経験や高度技術を保有する外資企業の参画、リスク分散、資源利用の効率最大化などがPPPのメリットである。

しかしながら、中国の実情を鑑みると、企業、特に外資企業が中国のPPP事業に参加するには以下の点に注意を払う必要があるだろう。はじめに、中国のPPP制度と法的環境を十分に理解する必要がある。PPP事業の多くは大型インフラ事業である。投資規模が大きく、利害関係者が多いため、特に政府や中国の大手国有企業との密な連携を重ね、周辺住民からの要求を十分理解して初めてPPP事業の成功の確率が増す。

次に、参入する企業自身は身の丈に合ったPPP事業を取捨選択することが重要である。事業案件に求められる要件と所轄地方政府の財政・信用状況を勘案し、案件の調達資金構造、契約形態、担保および収益（利用者の費用負担、政府の費用負担および政府の補助金（Viability Gap Fund））などを最適化する必要がある。PPP案件は主にインフラ施設と公共サービス施設の建設に分かれるが、さらに分類すると交通、上下水、ごみ処理、送電、保障性住宅、地下総合管網、スポンジ都市（上下水処理）、スマート都市（都市インフラ）などになる。企業は自社の強みに基づいて、参入する案件を選択すると良い。

最後に、PPP事業に対応するための企業内機関を設立しておくことを勧める。企業内にPPP研究・研修センターを設立し、中国市場のニーズに対応できるPPP専門人材を育成または外部から登用し、PPP案件の経験を積み、リスク防止体制を確立する必要がある。

³ 日本語では「官民パートナーシップ」と訳されるが、これは直訳で、適切とは思わない。地方政府の財政難などを背景に、民間企業に対して中央委員会はPPPへの参加を強く勧奨しているのが現状である。従って、中国の現状を正確に反映した訳としては「企業と政府のパートナーシップ」の方がより適切だと考えている。

参考文献：

- [1] 国務院「国家新型城鎮化計画（2014-2020年）」
2014年3月
- [2] 国家發展改革委員会「国家新型城鎮化総合試行
地域案発表に関する通知」2014年12月
- [3] 国家發展改革委員会「国家新型城鎮化総合試行
地域範囲拡大に関する通知」2015年2月
- [4] 国務院「新型城鎮化建設のさらなる推進に関する
若干の意見」2016年2月
- [5] 国務院「中華人民共和国国民経済・社会發展第
13次5カ年計画綱要」2016年3月
- [6] 国家交通部鉄道局「鉄道「第13次5カ年計画
意見募集稿」」2016年1月
- [7] 王春新 新型城鎮化の「経済成長帳簿」[J]. 金融
博覧、2013年4月
- [8] カク震冬 PPPモデルの新型都市建設における
応用 [J]. 合作経済与科技、2016年1月

第13次5カ年計画における環境保全 主要施策および重点分野に関する分析

清華大学環境学院 環境管理・政策教研所
所長 常杪

常杪 (Chang Miao)

1991年に慶応大学環境情報学部入学、政策・メディア大学院修士修了、名古屋大学大学院で環境学博士号を取得。

1998年～2004年財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)で研究員として環境保全分野における投融资メカニズムなどを研究。2004年清華大学環境学院環境管理と政策研究所所長、助教授を務め、中国環境政策と管理体制、環境保全投融资メカニズムの設計と応用などを研究、現在に至る。今まで、80余りの研究プロジェクトを実施し、8冊の著書、110余りの論文を発表。

CONTENTS

1. 環境汚染は依然、中国の持続的発展を制約する重要な問題
2. 第13次5カ年計画における重点的環境保全施策
3. 大気、水、土壌の汚染対策
4. 環境対策の展望

環境汚染は依然として、中国経済社会の持続的発展を制約する重要な問題である。中国の生態環境はすでに、小康社会（ややゆとりのある社会）の全面的な建設における弱点とボトルネックになっている。

この度、環境改善を志向した環境管理戦略の転換によって、環境汚染の苦境を打開する新たな方向性が示された。中国政府は新たな環境保全の情勢に対応するための一連施策を発表している。そこでは、今後5年間の重点的環境保全政策と具体的な対応措置を明確にし、各重点対策分野の汚染防止業務が示された。第13次5カ年計画期間中、中国の環境保全事業は新たな発展段階に入ることになる。

本稿では第13次5カ年計画期間中の新たな環境保全情勢において、中国の重点施策および具体的な対応措置を詳細に整理する。さらに大気、水、土壌の三大重点汚染対策分野への対策の考え方と方向性について深く分析した。最後に、環境対策分野の発展動向について解説した。

1. 環境汚染は依然、中国の持続的発展を制約する重要な問題

1987年改革開放以降、安価な資源を元にした中国の急速な経済成長は、同時に自然環境の悪化も招いた。大気汚染、水質汚染、固体廃棄物汚染など、先進国が過去100年以上にわたる工業発展段階において直面してきた各種の環境問題が、中国では集中的に発生した¹。中国では構造型、圧縮型、複合型の環境汚染が発生しており、汚染物質排出が世界一になっている。環境許容能力への負荷が大きく、地域汚染

¹ 周宏春、季曦改革開放から30年の中国環境保全政策の変化[J]. 南京大学学報(哲学・人文科学・社会科学版)、2009.01:31-40+143.

対策の難度も高いことが中国の問題の特徴である。

過去30年以上にわたって政府と社会が環境保全に対して多大な努力を行ってきたにもかかわらず²、環境汚染は依然目にみえた改善がなされておらず、多くの地域では逆に悪化する傾向がみられる。資源制約が厳しくなりつつあり、「環境クズネツ曲線」の転換点はいまだ訪れていない。現在の環境情勢は中国の経済発展段階、国民の環境保全に対する要求、中国の国際的地位とは大きくかい離している。環境問題は中国の持続的発展に深刻な影響を及ぼしている。

具体的には、第一に、エネルギー消費量が大きく、消費構造が不適切という問題である。2015年、中国の石炭消費量はエネルギー全消費量の64%を占め、依然として世界最大の石炭消費国である。第二に、環境汚染問題が深刻化することによる汚染事故が頻発している。地域複合型の大気汚染問題が突出しており、中国の大気品質指標に達しない都市は2015年78.4%に達した。河川、湖、地下水、沿岸部海域の水質のレベルはいずれも楽観視できず、十大河川流域700カ所の水質モニタリング断面のうち、劣V類の水質断面比率は8.9%、沿岸海域の海水水質モニタリング測定地点301カ所のうち、IV類、劣IV類の海水比率は21.9%を占める。土壌、特に耕地の環境品質の悪化が深刻で、調査によると、全国の土壌の汚染基準超過率は16.1%、うち耕地の土壌基準超過率は19.4%に達している³。

経済成長モデルが根本的に大量生産・大量消費から転換されていないこと、エネルギー構造の調整が

² 張世秋「米国スーパーファンド法の研究」書評：他山の石を借り、中国累積性環境汚染の苦境を打破する[J]. 世界環境、2015.02:89-90.

³ 環境保全部、国土資源部全国土壌汚染状況調査公報. 2014年4月17日

非常に困難であること、環境管理体制が整備されていないこと、環境に関する法制度が健全でなく、実行力も弱いこと、環境対策技術の優劣が判断しにくいこと、財政・税務、金融、価格、貿易などの付帯措置が徹底されていないことなどが根本的な原因として挙げられる。

2. 第13次5カ年計画における重点的環境保全施策

中国の生態環境はすでに、小康社会（ややゆとりのある社会）建設に向けた弱点かつボトルネックとなっており、その改善が重要な鍵を握る⁴。第13次5カ年計画期間中の環境保全事業にはチャンスと挑戦が併存しており、非常にやりがいのある転換期であると同時に、重責を担って前進しなければならない正念場でもある。このような情勢の下、第13次5カ年計画要綱ではエコ発展が五大発展理念の一つとされ、地域生態環境の許容力不足などの問題に積極的に対応し、「エコ」のけん引力により発展モデルの転換において実質的な進展を促進する。環境改善を核として生態環境分野の突出した課題解決を図り、環境対策範囲の拡大を促し、小康社会の全面的な建設に向けて鍵となる生態環境の改善に重点を置く、とされている。

次の5年間の「生態環境品質の全面的な改善」という新たな目標を達成するには、エコ発展理念を徹底させ、環境改善を目標の中心に据えることが必須である。具体的には以下である。

第一に「産業のエコ化」と「都市のエコ化」の両面から発展を保証し、環境ビジネス市場を伝統的産業と都市建設に組み込むことである（表1）。

第二に、開発基本政策に環境要素を浸透させ、地域発展に向けた全体構想に組み込むよう推進することである。

都市の長期的かつ全体的な発展に配慮し、環境が犠牲にされる状況から徐々に脱却するには、環境保

表1 産業のエコ化と都市のエコ化に関する主要施策

産業のエコ化	都市のエコ化
<ul style="list-style-type: none"> エコ・クリーン生産を支援し、伝統的製造業の改造を推進 北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタなどの最適化開発地域の産業構造のハイエンド、高効率な発展 重点生態機能区の産業参入ネガティブリストの実施 エコ金融の発展、エコ発展ファンド設立 	<ul style="list-style-type: none"> 統一・規範化された国家生態文明試験区の設立 資源環境の許容力に応じて都市規模を調節・資源による都市決定 エコ計画、設計、施工標準の実施

資料：中国政府発表資料

⁴ 陳吉寧環境品質の改善を核とし環境保全の弱点を確実に解決する—2016年全国環境保全業務会議上での談話

全に向けた当局の事前介入による原因把握の効果を発揮する必要がある。この中で重点業務は次の三つがある。(1)「多規合一」(経済・社会発展計画、都市・農村計画など、多くの計画の一本化)を推進。地域計画の中で、主体機能区計画をベースに地域空間構想を合理的に策定して、「迷惑施設」の問題を有効に解決し、環境インフラ用地を確保する。(2)空間の体系的な管理体系を確立。市・県などの行政単位を対象に、空間計画、用途管理、差別化業績評価などによる空間管理システムを確立し、地方政府に環境保全意欲を高めるよう促す。(3)生態補償メカニズムを健全化する。農産品の主要生産地域と重点生態機能区の移転支出を拡大し、地域・流域の水平的な生態補償メカニズムを確立し、生態保護プロジェクトの資金支援を強化する。

第三に、低炭素、低エネルギー消費、低排出、修復、監督管理、資金メカニズムの6点に注力し、エコ発展レベルを徐々に向上させることである（表2）。

表2 エコ発展に向けた重点6分野

低炭素	低エネルギー消費
<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギーの発展：風力、太陽光、バイオマス、水力、地熱など 低炭素基礎能力の建設：蓄エネルギーとスマートグリッドの建設を強化し、分散型エネルギーを進展させ、省エネ・低炭素電力の配置を推進 低炭素交通、省エネ建築、エコ建築および建材 炭素排出がゼロに近い区モデルプロジェクト 循環発展リード計画：企業の循環型生産、産業の循環型結合、産業パークの循環型改造、生活ゴミの分別回収と再生資源回収のリンク強化、生産システムと生活システムの循環接続の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 拘束性指標管理を強化し、エネルギーと水資源の消費、建設用地などの総量と強度の並行制御を実施 省エネ、節水、土地節約、鉱物節約標準の向上 新資源の開発：洪水・雨水資源の利用、再生水の利用、海水の淡水化プロジェクトの実施
低排出	生態修復
<ul style="list-style-type: none"> 環境品質の向上を核とし、最も厳格な環境保全制度を実施 政府、企業、国民が共同管理するシステム 工業汚染源の全面的な排出基準計画の実施 都市の生活排水・ゴミ処理施設の全地区カバーと安定した運営の実現 汚染物質総排出量の制御範囲の拡大、微小粒子状物質などの環境品質指標の拘束性指標への組み込み 都市・農村の環境管理の並行重視を堅持し、農業の非特定汚染源の防止程度を拡大し、農村の飲用水の安全、上下水道の整備、ゴミ処理を調整し、栽培・養殖業の廃棄物の資源化利用、無害化処理を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の過剰揚水水の総合整備 鉱工業廃棄地の再生利用 山水林田湖の生態保護・修復プロジェクトの実施 水生態保護の強化、河川流域の系統的整備、河川・ダム水系の接続 砂漠化、石漠化、土壤浸食の総合対策推進 河川流域と水源涵養(かんよう)区の生態保護強化 藍色海湾整備行動の展開
監督管理体制・メカニズムの改革	資金メカニズムの革新
<ul style="list-style-type: none"> 国家の地下水モニタリングシステムの構築 全固定汚染源企業をカバーする排出許可制の確立 環境保全の監督・査察を行い、環境品質目標の責任と評価審査メカニズムを確立 省以下の環境保全機関モニタリング監察法律執行パーティカル管理制度の実施 全国統一のリアルタイムオンライン環境モニタリング制御システム確立 環境情報公開制度の健全化 	<ul style="list-style-type: none"> 健全なエネルギー使用権、水使用権、汚染物質排出権、炭素排出権の初期分配制度確立 有償使用、予算管理、投資・融資メカニズムの革新、取引市場の育成と発展 エネルギー管理契約と節水管理契約の推進 財産権モデルの革新、植樹造林への各方面の資金投入指導

資料：中国政府発表資料

3. 大気、水、土壌の汚染対策

大気汚染対策、水質汚染対策、土壌汚染対策は、第13次5カ年計画期間において主要な環境保全分野である。「大気汚染防止行動計画」、「水質汚染防止行動計画」および現在制定中の「土壌汚染防止行動計画」が全面的に実施されよう。

3.1 大気汚染対策

大気汚染は、依然として、改善が国民から最も強く望まれている課題であり、今後5年間の重点的な環境保全分野となる。2016年に施行される新「大気汚染防止法」から導き出される対策の主たる思想は次の通りである。(1) 政府責任の明確化。大気環境改善を中心とし、政府が行政責任区域の大気環境の改善に責任を負い、地方政府には大気改善と汚染防止の達成度評価を強化し、評価の透明性を高める。深刻な汚染に対する早期警報、重点区域の大気汚染共同防止などを展開する。(2) 監督管理分野の拡大。大気汚染排出物を監督管理する産業を石炭燃焼、工業、自動車・船舶、粉じん、農業などまで拡大すると同時に、顆粒（かりゅう）物、二酸化硫黄、窒素酸化物、揮発性有機物、アンモニアおよび温室ガスなどを監督管理する気体を含める。(3) 排出標準の厳格化。「石油化学工業の汚染物排出標準」、「ボイラーの大気汚染物排出標準」など、一連の新たな大気の固定汚染源排出標準および「国五」（第5代国家標準）を代表とする大気汚染の移動発生源の排出標準を相次いで制定、実施し、汚染物質排出産業の排出削減と対策を推進する。

一連の新たな大気の固定汚染源排出標準および国五を代表とする大気の移動汚染源排出標準を相次いで制定、実施し、汚染物排出産業の汚染源排出削減と対策を推進する。

脱硫、脱硝、集じんなどの伝統的な対策分野以外に、揮発性有機物対策が新たな重点対策分野となる（表3）。2014年末、環境保護部は「石油化学産業における揮発性有機物総合整備方案」を発表した。現在、包装印刷産業の揮発性有機物汚染対策文書の初稿が完成し、塗装産業、有機化学工業産業の関連部署も制定中である。重点産業のVOCs（揮発性有機物）汚染防止市場はすでに動きだしている。同時に、財政部、国家発展改革委員会、環境保全部が2015年に共同発表した「揮発性有機物排出料金徴収試行方法」は、石油化学工業産業と包装印刷産業のVOCs排出料金徴収の試行を明確にした。地方は実行の過

程で、実情を踏まえてVOCs排出料金を徴収する産業を追加した。例えば、北京市の「揮発性有機物排出料金徴収標準に関する通知」（2015）は、2015年10月1日より、当市行政区域内で石油化学工業、自動車製造、電子、印刷、家具製造の五つの産業に従事する汚染物質排出機関に対し、VOCs排出料金を徴収するとした。

表3 揮発性有機物の対策

政策の名称	発表機関	主な内容
大気汚染の共同防止・制御業務による区域大気品質改善の推進に関する指導意見（2010）	国務院	VOCsを大気汚染共同防止・制御の重点汚染物質として初めて組み込んだ
揮発性有機物（VOCs）汚染防止技術政策（2013）	環境保全部	VOCs産業の汚染防止についての基本的指導文書、対策方法と技術を明確化
石油化学産業における揮発性有機物の総合防止方案（2014）	環境保全部	石油化学産業のVOCs汚染対策目標、任務および進捗（しんちよく）計画を明確化
揮発性有機物排出料金徴収試行方法（2015）	財政部、 発展改革委員会、 環境保全部	石油化学工業と包装印刷産業のVOCs排出料金徴収の試行を明確化
石油化学工業および包装印刷などの試行産業の揮発性有機物排出料金徴収標準に関する問題の通知（2015）	発展改革委員会、 財政部、 環境保全部	試行産業のVOCs排出料金徴収標準制定原則を明確化
揮発性有機物排出料金徴収試行に関する具体的業務に関する通知（2016）	環境保全部	試行産業のVOCs排出料金徴収業務の具体的な実施方法を明確化

資料：中国政府発表資料

3.2 水質汚染対策

2015年国務院は、水質汚染防止分野のトップダウン設計として「水質汚染防止行動計画」を発表した。ここでは35方面、238項目の具体的措置が打ち出され、今後5年間の政府による水質汚染対策を掲げた。水質汚染対策の新しい構想は次の通りである。(1) 管理戦略の転換。汚染物質排出総量の削減状況に着目し排出基準を厳格化する戦略から、河川などの水環境品質の改善程度に着目する戦略へ徐々に移行する。(2) 対策目標の明確化。工業排水、行政排水か

表4 水質汚染重点対策分野における対策の方向性

重点分野	対策の方向性
工業排水	・ 重点産業の汚水処理：製紙、コークス化、窒素肥料、非鉄金属、プリントなどの重点産業の排出削減と汚水の高度な処理 ・ 工業パーク区の汚水処理：工業集合区の汚水プレ処理と集中処理
都市生活排水	・ 処理施設の建設：中小都市、県および重点鎮の汚水処理施設の建設 ・ 指標引き上げの改造：既存の都市汚水処理施設の指標引き上げ、例・敏感な区域は一級A排出標準を満たすなど
農村の汚水処理	・ 総合整備：農村の広域整備範囲拡大、新たに13万の建制村を追加 ・ 家畜養殖のふん便汚水処理：標準引き上げ
污泥処理・処置	・ 資源利用：建材と土地利用が発展
水生態／環境対策	・ 都市の汚染水系対策
その他	・ 流域汚染防止 ・ 再生水など

資料：中国政府発表資料

ら水環境までの全てについて明確な定量化指標を定め、その効果を重視する環境対策を徹底的に実施する。(3) 管理メカニズム構築の加速。汚染物質排出の統一許可型管理を実施、汚染物質排出権の有償使用と取引試行などの制度を確立し、秩序立って推進する。(4) 市場メカニズムを発揮させる。水道料金改革を加速し、汚水処理費、汚染物質排出費、水資源費などの料金徴収政策を強化する。徴税のレバレッジを強化し、環境保全の「先駆者」制度を発表し、エコ信用貸し付けを推進する（水質汚染重点対策分野における対策の方向性は表4）。

3.3 土壤汚染対策

大気、水の汚染対策に比べると土壤汚染対策はさらに弱い。系統的な法律制度や標準システムが欠如しており、対策が分散し、監督管理システムは不健全で、資金不足に陥っている。2015年、環境保全部・陳吉寧部長は両会における記者質問に対して、土壤汚染の解決にはまず、対応する法律制度と標準システムの確立により、土壤汚染対策が法的なよりどころを示し、順守すべき規則がある状態にもっていくことが必要だと語った⁵。

そして2016年、関連業務が実質的に進展し、次の三つが実現した。(1) 政策の制定が加速。「土壤汚染防止行動計画」の初稿が完成し⁶、2016年に発表される見込みとなった。「土壤汚染防止法」制定もスケジュールに組み込まれた。(2) 関連標準の設定が加速した。「土壤環境品質標準」、「農業用地土壤環境品質標準」などの重要な土壤環境品質標準の改訂と制定が公開意見募集の段階に入った。「用地環境調査技術指針」、「汚染用地土壤修復技術指針」などの技術指針が相次いで発表された。一連の土壤モニタリング規範方法標準も徐々に整った。(3) 市場整備が始まった。湖南省では、重金属汚染耕地修復の総合対策テストプロジェクトなどの試行事業が徐々に実施され、土壤汚染対策への市場設置はスタートを待つ段階に入った。

4. 環境対策の展望

4.1 政策がエコビジネス市場の持続的拡大に貢献

GDPに占める環境保全投資比率を1.5%、2%、2.5%の3種類のケースを設定して試算すると、第13次

5カ年計画の環境保全投資額は6兆元から10兆元に達する。この投資規模はエコビジネス市場を持続的に拡大させる見込みである。環境保全に関する法律の厳格な執行と、大気、水、土壌の三大汚染対策活動計画の推進は、エコビジネス市場を引き続き拡大させるだろう。環境サービスの社会化、政府と社会資本の提携、第三者サービス拡大などの一連の政策発表も、環境保全分野への社会資本の進出にチャンスを提供している。

4.2 環境管理体制の改革は環境管理をより合理的、系統的、精密に

国家環境保全部は水、大気、土壌の三つの環境管理司を設置する。「おのおのがおのおのの職責を果たす」構造が形成されるだろう。これは、中国の環境管理が系統的、合理的に精密化するための実質的な第一歩を踏み出したことを示している。国家環境保全部は現在、省以下の環境保全機関のモニタリング、法執行の垂直管理制度を推進している。これは環境管理体制の重大な革新で、環境モニタリング業務の安定した発展を実現できる。

4.3 ビッグデータなどのスマート技術が管理水準を大幅に向上

「ビッグデータ、インターネット+、モノのインターネット(IoT)」などのスマート技術はすでに、環境対策システムと対策能力の現代化を推進する重要な手段となっており、デジタル総合応用と総合分析を強化し、合理的な政策決定に有力なサポートを提供する。

4.4 対策メカニズムの革新が環境対策モデルの変革を推進

まず、環境汚染の第三者対策モデルを普及させることができる。このサービス対象には主に、汚染物質排出企業、工業団地、環境公共施設を含む。第三者からの対策を突破口に、市場メカニズムを環境汚染対策に組み込むことは、現在推進している環境汚染対策モデルの転換の重要な切り口となる⁷。一方、PPPモデルを環境分野に組み込むことで、政府資本、社会、環境保全企業の三者の相互利益を実現できる。現在、汚水処理分野は公共事業の属性を強く示しており、PPPモデルの重点分野となっている。

第13次5カ年計画期間では、小康社会の全面的な建設の可否が決まる。現在、環境保全計画は基本形成されており、指導性政策が秩序立って発表され、汚染対策も臨機応変に更新されている。発展のチャンスをつかみ、直面する課題の解決に積極的に対応できれば、今後5年間は環境保全事業が飛躍的に発展しよう。

⁵ 陳吉寧環境保全部の環境保全全面的強化について記者の質問に答える 2015年3月7日

⁶ 陳吉寧環境保全部陳吉寧部長が「生態環境保全の強化」について記者の質問に答える 2016年3月10日

⁷ 葛察忠、程翠雲、董戰峰環境汚染第三者対策問題及び発展構想の検討・分析[J]. 環境保全, 2014,20:28-30

Voice from the Business Frontier

日立(中国)有限公司 総経理 金森 秀人氏

～高度成長から中速成長へと向かう中国経済とビジネス環境の回顧・展望～



金森秀人(かなもり ひでひと)氏
1960年生まれ。宮城県出身。1983年慶應義塾大学法学部卒、同年日立製作所入社。中国輸出営業所に配属。1987年北京事務所にて1年間の業務研修を経て、大連駐在所勤務。1992年帰国後、主に中国への投資や提携業務を担当。1997年日本たばこ産業入社。2001～2009年北京事務所長、日煙商務管理有限公司総経理。2015年日立製作所入社。2016年より日立(中国)有限公司の総経理に就任し、現在に至る。

日立グループの中国統括会社日立(中国)有限公司総経理として2016年4月から指揮を執られている金森秀人氏にインタビューしました。

Q1. 中国はめざましい発展を遂げてきましたが、入社されたころは今ほど注目を集めていなかったことと思います。中国のどこに魅(ひ)かれ、中国の仕事を希望されたのでしょうか。

学生時代に中国語や中国文化に興味を持つようになり、大学4年生の1982年夏、短期中国語学習ツアーに参加しました。北京に数日間、吉林省長春に約1カ月間滞在するというプログラムでした。私にとって初めての海外経験でしたが、当時の中国社会を見て大変驚きました。

当時はまだ、政府が外貨を管理していましたから、外国人は人民元ではなく、外貨兌換(だかん)券という外国人専用紙幣(1980年4月1日から流通し、1995年1月1日に廃止)を使用していました。また、飯・麺類、饅頭といった主食を入手する場合には「糧票(リャンピャオ)」という食糧配給券といいますか、引換券のようなものが制度上残っていた時代でした。そのころの北京や長春は、今と比較しますと物資が少

なくて質素でしたが、人々は素朴で大変真面目、学生たちも非常に勉強熱心で向上心が強いという印象でした。これから大きく成長していく国だと実感しました。

ツアーから帰国後、就職活動を前にして、翌年卒業してどういった仕事に就こうかと考えた時に、当時中国語を学ぶ日本人がさほど多くなかったこと、また、私は少々ひねくれ者であったことから、誰もが憧れる米国や欧州ではなく、将来の成長余地が大きそうな中国関係の仕事であれば、末永くやっていけるのではないかと思います。もともと中国への強い関心があり、中国語も中国文化も好きでしたから、趣味と実務、実益を兼ねまして、当時でいえばニッチではありましたが中国を舞台に仕事をしていこうと決心したわけです。

Q2. 1980年代、90年代、2000年代と、全く別の国のようにも思えます。年代ごとに、中国の変化についてお話しいただけますか。

1983年に入社し、最初の中国出張は84年ごろ。中国ビジネスを本格的に経験したのは80年代後半からになります。当時はまだ、中国側の担当窓口が限定されていて、いただける仕事も許可制や割当制でした。計画経済が大変色濃く、自由なビジネス環境には程遠かったように思います。市場という意味でも社会という意味でも試行錯誤の繰り返しで、ただただ忍耐が必要でした。しかしそうした中でも、国を挙げての大きな案件、シンボリックな案件が少しずつ動き始めていました。そのような案件を通じた中国市場への参入が、日立は他の日本企業と比べて進んでいました。中国事業の新しい時代が始まる、まさしく黎明(れいめい)期だったと思います。

1990年代に入ると、中国が再度「改革開放(※1)」を掲げ、積極的に外資誘致を行うようになりました。それに呼応して経済も成長し始めました。日立も数多くの合弁会社を中国に設立するなど、外国企業の進出

ラッシュが起きました。外国企業にとっても、また中国にとっても、ビジネスが開花した時期だったと思います。

下の写真は90年代の上海の外灘(ワイタン)を写したのですが、今の風景は当時から大きく変わり、その変貌ぶりに驚かされます。上海を出張で訪れますと、そのたびに高層ビルが増え、道路や地下鉄など公共交通網が整備されていくのを目の当たりにしました。



もちろん変わったのは上海だけではありません。90年代以降、国内のあらゆる都市で風景が変わりました。GDP成長率など主要な経済指標の推移を見ても、中国がいかに目まぐるしいスピードで経済成長したかがよく分かります。GDPが年率10%前後で成長して数年間のうちに経済規模が2倍になったわけですから。経済指標を机上で眺めながら、実業を通じて力強い実体経済の成長を体感しますと、実体経済の動きと経済指標とはおおむね合致している実感が湧きました。これも中国だからこそ話なのかもしれません。

2000年代、私は日本たばこ産業で勤務していました。「たばこ」は日用消費財で、FMCG (Fast Moving Consumer Goods ※2) に分類される商材なので、マクロ経済と個人消費の動き、流通業界の動向などに常に注目していました。

2000年代を前半・後半に分けてお話しします。前半は、90年代からの経済成長が続く中で、物資の流通が拡大し、社会インフラが急速に整備され始め、まさしく高度経済成長期でした。住宅や商業ビルの建設ラッシュが起きて不動産市場が活況を呈し、国民所得が急増した時期です。企業は設備投資を積極的に進め、

また、個人消費の拡大に連動してさまざまな産業が発展しました。安価な労働力を基盤とした生産拠点が林立し、中国は「世界の工場」と呼ばれるようになりました。

2000年代後半はリーマン・ショックがありましたが、中国ではそのころから消費者の購買行動が別次元に変化した印象があります。当時の人民元(以下、RMB)の為替レートは1RMB 13~15円前後で、まだ人民元高ではなかったのに個人消費が著しく拡大しました。例えば、住宅という非常に高価な買い物、自動車など金額の張る耐久消費財、ブランド品などを中間所得者層以上の人があまり我慢をせずに買う(消費する)ようになりました。貯蓄や可処分所得が増え、より高品質な製品に触れる機会や選択肢も増えたため、消費者の購買意欲もより旺盛になったというのが背景でしょう。中国が従来の「世界の工場」から「世界の市場」としても着目され始めた時期であったと思います。それを象徴するイベントが、2008年の北京五輪、2010年の上海万博でしょう。まさに隆盛期でした。

Q3. 習 - 李体制の下では「新常态 (ニューノーマル)」を宣言し、経済成長に対して意図的にブレーキをかけています。2015年後半以降は、株価が急落したり、急速な人民元安・円高が進んでいます。中国の経済環境がここにきて大きく変化してきているように感じますが、いかがでしょうか。

株価や人民元レートといった金融市場の動きと実体経済とは分けて考える必要があると思います。たしかに人民元レートは大きく変動しています。2014年が1RMB 17円強、2015年に1RMB 20円まで人民元高・円安が進んだかと思えば、2015年後半から2016年にかけて人民元安・円高になっています(2016年5月6日現在、1RMB 16.5円)。人民元安が一時的な現象かどうかは、専門家の間でも意見が分かれるようです。株価(上海総合指数)も2015年6月に、今回の局面での最高値を付けた後、40%以上急落しました。しかし、中国の金融市場が実体経済の鏡であるとは思いません。企業や機関投資家が大半を占める日本の株式市場とは異なり、中国では個人投資家が8割程度を占め

ていますが、個人投資家の数は全人口の1割に満たないといわれています。また、国民は金融資産の6~7割を現預金で保有しており、株式は1割以下です。従いまして、実体経済への影響はさほど大きくないと考えるべきでしょう。

実体経済はもはや高度成長ではありませんが、中国政府が意図した通り中速成長を続けています。新常态に伴う経済成長の減速や株価の急落などもあって、日本のメディアでは中国悲観論が出ていますが、2010年代に入ってから、中間所得者層以上の個人消費は高水準を維持してきました。中間所得者層の幅も広がっています。日本への「爆買い」観光客の多さはそれを象徴しているように思います。

中国のみならず、世界経済全体が環境変化の激しい時代に入りました。2010年代は、かつて日本が経験したのと同じように、世界第2の経済大国に登りつめた中国が今後中速成長を続けていくための、そして社会がより成熟していくための、通過儀礼のような年代ではないかと感じます。

Q4. 政府は中国企業の海外進出を促進させる国家戦略を掲げています。実感はいかがでしょう。

中国企業の海外進出事例としては、まず高度経済成長期に培ったインフラ建設技術、EPC (Engineering, Procurement and Construction) が挙げられます。中国は2000年代初めごろから、アフリカ諸国に道路建設などでかなり進出しています。国内で培った建設技術が海外でも売れるレベルに達して本格的に輸出できるようになったということだと思います。

また、得意分野の家電では、先駆者といわれるハイアール(海爾)、最近ではGREE(格力)、ハイセンス(海信)が急成長しています。レノボも海外進出が早かったですし、HUAWEI(華為)やアリババなども海外市場でシェアを拡大しています。

最近では、原子力発電や高速鉄道の進出も世間を賑(にぎ)わせています。国内で蓄えたキャッシュを使って海外で企業買収を行う動きも2000年代後半から2010年代になって加速したと思います。当然、食糧や石油、鉱物など資源外交、国家安全保障の側面もあるでしょう。一般産業では、国内市場が飽和しつつ

ある危機感もあると思いますが、市場を海外に広げて、自社をより大きくしたいという動機の方が強いように感じます。

Q5. 中国企業の海外進出において、課題と思われる点がありますか。

大きな課題を一つ挙げるとすれば、中国ブランドの確立だと思います。ブランドには、コーポレートブランドと、商品ブランドの二つがあるわけですが、中国企業はいずれにおいてもまだ成功事例が無いように思います。もちろん彼らもそれを分かっています。例えば、メイド・イン・チャイナで名の通ったブランドがあるか、中国の有名企業は何か、と問われた時、中国関係の仕事をしている人たちでさえすぐには思い浮かばないでしょう。これは、中国企業が海外市場でのステータスを高める上で、また海外金融機関からの資金調達など本格的な事業展開の上で今後直面していく大きな課題だと思います。

Q6. 中国ビジネスの魅力、難しさはどのようなところにありますか。

中国ビジネスの魅力はあらゆる市場が巨大であることです。一方の難しさは、価値観や基準の変化が速く、競合相手が次々出てくることだと思います。日本の方が早く先進国入りした意識があるからか、色眼鏡で中国を見てしまうことにも留意する必要があります。

日立は創業以来、国産の誇りを持ち、それを背負い続けて今日があるわけですが、中国企業も同じことを考えるはずで、では、国産の誇りとは何かというと、品質や性能を包含した「ブランド」に象徴されると思います。中国市場では、外国ブランドと国産ブランドとが、まだ区別されることが多いですが、この差が無くなれば市場の流れは確実に変わります。外国製品志向だった国内の消費者が「中国ブランドも引けを取らない」と感じる時がいずれ必ず来るわけですから。

産業界も消費者も、中国のお客さまの目は非常に肥えてきていて、価値観や基準が急速に変化しています。それゆえに、われわれは競争力を強化する分野を厳選し、差別化を進めていく必要性があります。しかし、

競争力の優劣は市場が判断することです。価値観や基準は自分たちでは決められないところに難しさがあります。中国市場には日本とは異なる価値観を持ったさまざまなステークホルダーがいることを常に念頭に置いておかなければならないと思います。「お客さまへのサービスポイントがずれていないか」と自問しながら仕事をするのが重要と思います。

もう一つの中国ビジネスの難しさは、これは魅力でもあるのですが、人間関係が日本よりも強いことです。ただし、日本でいう「人間関係」とは少々定義が違々と常々感じています。中国の上下関係は、徒弟制度、師匠と弟子のような感じですが、左右の関係は同僚ということになります。端的に申し上げますと、友達かどうかは横のつながりの強弱です。上下にも左右にも結び付きが強いのが血縁関係です。

「中国ビジネスは人脈だから」と単純にくくってしまいがちですが、個々にどのようなつながりがあって、それが人脈になるのかを見極めなければいけないと思います。つながりとは何かというと、金銭だけではない「価値」であろうと思うのです。それによってビジネスも成立し、上下、左右の人間関係が密接になるというわけです。中国では、仕事をする上でも、日本より対人関係の距離感が近いように感じます。従って、中国の事情に合わせた「価値」を持つことが鍵と思います。

Q7. 最後に今後の抱負をお聞かせください。

中国の国内市場はもちろんのこと、中国企業が海外進出する場合にはその企業と手を組み、内外市場の拡充に取り組みます。

中国は、政府のリーダーシップが強いため、政府方針に合致した事業を行っていくことが大切です。ちょうど2016年から2020年までの第13次5カ年計画が発表され、今後5年間の国の方向性が示されました。その方針の中で、われわれの仕事がお客さまにとって一番の「価値」と認められるところを追求していきたいと考えます。日立が中国社会に「価値」を提供し、その発展に貢献できる領域は数多くあります。例えばグリーン製造、健康、インフラなどの利便性向上や安全に関することです。中国社会が成熟し、より高品質

の製品・サービスが求められていく中で、幸いにも、中国が求めるものと日立が志向するものは同一線上にあります。従いまして、われわれは切磋琢磨（せっさたくま）しながら、サービス、ソリューション・製品を市場に提供し、お客さまとのより良いウィン・ウィンの関係を探っていきたいと思っています。

(※1) 改革開放

鄧小平体制下で開始された国内改革および対外開放政策。89年の天安門事件で一時中断し、92年以降の再推進で、一気に経済成長が加速した。

(※2) FMCG

Fast Moving Consumer Goods の略。日用消費財。食品、化粧品など低価格で迅速に販売・置換が行われ、通常数日～数カ月程度、1年以内に消費される製品。

Crowd (群集) 活用による製造業の革新

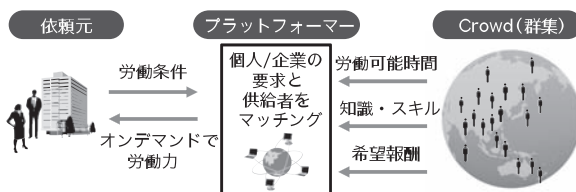
研究第二部 産業グループ 副主任研究員
鹿野 健一

「Crowd (クラウド、群集)」とは、オンラインでアクセス可能な不特定多数の個人 / 企業を指す用語である。Crowd から人材を調達するクラウドソーシング、プロジェクトに関する資金を調達するクラウドファンディングといったビジネスが成長している。日立総研では、ヒト・カネ・モノの三つの視点から、製造業での Crowd の活用可能性について、研究を進めている。

1. ヒト：製造業への活用が進むクラウドソーシング

1.1 個人 / 中小企業の労働力をオンデマンドで活用

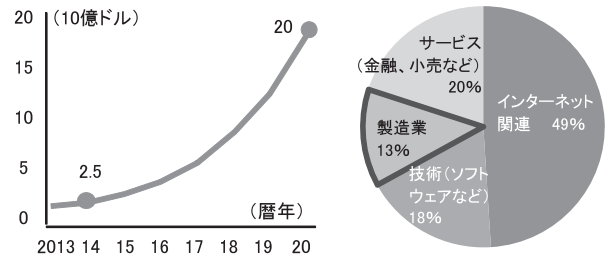
クラウドソーシングとは、労働力の提供者である個人 / 企業を指す「クラウド (crowd、群集)」と「アウトソーシング (outsourcing)」を組み合わせた造語である。依頼元と Crowd を結ぶプラットフォームが運営するオンライン上のサイトに世界中の個人 / 企業が、労働可能時間、知識・スキル、希望報酬などを登録し、依頼元企業は要求に適合した人材を都度調達する (図1)。



資料：日立総研作成

図1 クラウドソーシングの基本スキーム

国籍、学歴、職歴、資格、スキルなどが異なる多種多様な人材が、労働者として登録されており、企業は国境を越えて安価かつ優秀な人材を調達することが可能である。クラウドソーシングの2014年の世界取引額は世界銀行によると約25億ドル（約3,000億円）であり、2020年には約200億ドル（約3兆円）になると見込まれている。現状では、Webデザインなどのインターネット関連やソフトウェア開発が過半数を占めるが、製造業の開発分野での活用拡大が期待されている (図2)。



資料：世界銀行より日立総研作成

図2 クラウドソーシングの全世界取引額と業種別売上構成比 (2012)

1.2 製造業で進むクラウドソーシングの活用

製造業でのクラウドソーシングの活用は、オンライン上で成果物を取引しやすい研究・商品開発業務や設計業務で進んでいる。比較的小規模な製品分野（日用品、家電など）や組み込みソフトウェアの開発などで活用が進んでいるが、最近では米国のカリフォルニア州次世代交通手段の開発などの大型プロジェクトにも活用され始めている。(表1)。

表1 製造業におけるクラウドソーシングの活用事例

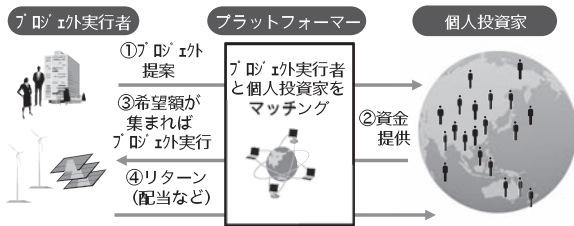
	企業名	主なクラウドソーシング内容	製品分野
商品企画	良品計画(日)	消費者参加型開発サイトで製品案を募集し製品化	家庭用品 衣料品など
	Hyperloop Transportation Technologies(米)	カリフォルニア州の次世代移動手段の開発に関わる研究者や技術者	次世代交通手段
研究開発	P&G(米)	材料や製造技術の研究者	日用品、菓子
	Local Motors(米)	自動車デザイナー、設計者	自動車
設計	GE(米)	航空機用エンジン部品や家電製品アイデア、設計者	機械部品 家電
	ソニー(日)	音声認識ソフト設計者	家電

資料：各種報道資料などより日立総研作成

2. カネ：再生可能エネルギーを中心に活用が進むクラウドファンディング

クラウドファンディングは、インターネットを通じて Crowd に資金提供を呼びかけ、一定額が集まった時点でプロジェクトを実行する資金調達手法である (図3)。

Crowd には、それぞれリスク許容度が異なる多数の投資家が存在するため、銀行など従来型金融機関が



資料：日立総研作成

図3 クラウドファンディングの基本スキーム

融資できない小規模高リスク案件の資金調達の可能性が広がっている。クラウドファンディングは急成長しており、世界銀行によると2015年資金調達額(全世界)は350億ドル(約3.9兆円)となっている。

特に再生可能エネルギーでは、電力買取制度が整備されているため、事業スキームが構築しやすく、市場が拡大している(表2)。個人投資家は、発電事業者の事業スキームを多様な視点で評価し、資金を拠出するため、プロジェクト成功の可能性や配当だけではなく、地域への貢献など共感が得られる提案も重要となる。

表2 再生可能エネルギー関連プラットフォーム

	再生エネルギー種類			資金調達額 (100万ユーロ)
	太陽光	風力	水力	
Trillion Fund (英)	○	○	○	104
Abundance (英)	○	○		16
Windcentrale (蘭)		○		15
Village Power (米)	○			5

資料：Renewable energy crowd funding conference 2015より
日立総研作成

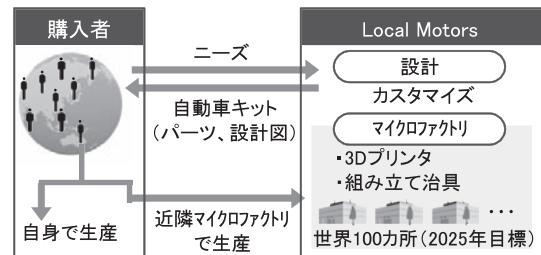
3. モノ：製造設備の共同利用がもたらすアセットクラウド化

個人や中小企業が保有する資産は稼働率が低いものも多く、他者に利用してもらい、有効活用しようという試みがある。例えば稼働率が5%程度と言われている自家用車を個人間でシェアすることで、資産効率向上を図るサービスが出現している。個人や中小企業が持つ資産一つ一つをCrowdの構成要素とみなすことができ、資産のCrowd化「アセットクラウド化」と言える。

製造業では、自社が保有する製造設備を外部に公開し、個人/企業に利用してもらうというビジネスモデルが考えられるが、これを実現した企業はない。

これに近い事例としては、自社工場設備を自動車オーナーに公開し米国のLocal Motorsの例が挙げら

れる。Local Motorsが販売する自動車キットを購入したオーナーは、マイクロファクトリと呼ばれる工場で成型機械(3Dプリンタ)を用いてパーツ作成、治具を用いて自分用にカスタマイズした車を組み立てることが可能である(図4)。Local Motorsは、マイクロファクトリを世界中に10年間で100カ所設立予定である。

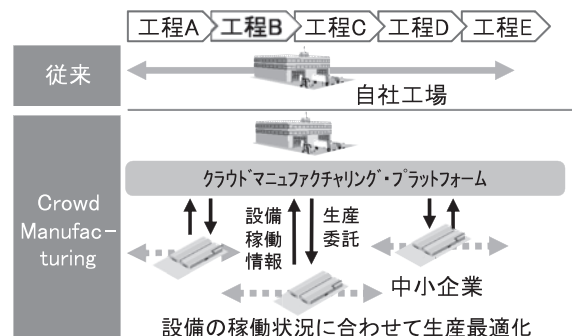


資料：Local Motors 資料などより日立総研作成

図4 Local Motorsの自動車設計・製造プロセス

4. 製造設備の共同利用から、クラウドマニュファクチャリングへの挑戦

ヒト・モノ・カネのCrowd活用の進展は、やがて各工場の製造設備や労働力をCrowdとみなして効率的な生産を実施する「クラウドマニュファクチャリング」(図5)へとつながっていく。そこでは、製造設備や労働力の取引市場の創設に加えて、トレーサビリティなどを高め、いかに品質保証を確保していくかが製造業に求められる。また、中小企業などは、Crowdを用いた資金調達を進めることで従来よりも、容易にモノづくりを展開できる。日立総研では、日立製作所研究開発本部と共同でプロジェクトを推進しているが、特にサービスを含むクラウドマニュファクチャリング・ビジネスモデルの研究を深堀していくことで事業化に貢献していく予定である。



資料：日立総研作成

図5 クラウドマニュファクチャリングの構想

The Fintech 2.0 Paper: Rebooting financial services

研究第二部 ファイナンス G 主任研究員 鈴木 健一

1. 金融サービスに新たな「破壊と創造」をもたらす Fintech2.0

サンタンデール銀行（スペイン）のベンチャー投資顧問会社であるサンタンデール・イノベンチャーズ、米コンサルティング大手オリバー・ワイマン、FinTech ベンチャー専門の投資顧問会社アンジミスグループ（Anthemis）の協働で作成された本レポートは、リテール分野（B2C）を中心に金融サービスと IT を融合させた Fintech1.0 の次として、企業向けホールセール金融サービスに「破壊と創造」をもたらすテクノロジー、Fintech2.0 の登場を予測している。Fintech2.0 がもたらす効果として、①モノのインターネット（IoT）と金融取引の融合、②ビッグデータ解析によるカスタマーエクスペリエンスの向上、③分散型元帳によるバックオフィス業務コストの削減が挙げられている。

これらのテクノロジー革新がもたらす変化は例えば毎年新規に締結される 25 兆ドルの住宅ローンの契約プロセスの合理化など、実際に金融機関が抱えている課題に対して解決のチャンスがあるという。

2. Fintech1.0 と Fintech2.0 の相違

Fintech1.0 では、Fintech スタートアップ企業がエンドユーザーに対してモバイル端末を活用した安価で迅速な送金・決済サービス（モバイルペイメント）を展開してきた。近年では、得られた決済履歴情報を活用した中小企業向けの新たな融資サービスや AI・ビッグデータを活用して、簡単な質問項目だけで個人の投資リスクに見合った金融ポートフォリオを自動で構築するロボアドバイザーサービスなど、既存の金融機関が人手と時間をかけていたサービスとの差別化が進んでいる。しかし、Fintech1.0 がもたらす金融市場への影響は、金融サービスのごく一部であるリテール向け決済サービスが主流であることから金融全体から見

るとそのインパクトは軽微であり、金融機関はこの新たな競争者を脅威として認識していないのが実態である。結局のところ Fintech1.0 で躍進している Fintech スタートアップ企業は金融機関が構築した金融インフラ（ATM 網・銀行間ネットワークやクレジットカードのネットワーク網）を無償で利用して、利便性の高いサービスを提供しているにすぎない。金融機関のコアビジネス（法人向け融資など）を揺るがす、金融サービスの本質的な「破壊」には寄与していないのである。これに対して、Fintech2.0 は IT（ベンチャー）企業が保有する革新的なテクノロジー（IoT、ビッグデータ、ブロックチェーン）により、企業の商流や金流を支える中核インフラやさまざまな業務プロセスに対して本質的な変化を促すものと位置づけられている。この世界を実現するためには、金融機関と IT（ベンチャー）企業が単独に行動するのではなく、ともに協力関係を築くことが重要であり、それにより、革新的なサービスモデルをグローバルな金融市場に創造することが可能になる。

3. IoT × ビッグデータ × ブロックチェーンの融合による金融サービス革新

2020 年までにインターネットに接続する IoT デバイスは 500 億個にのぼるといわれている。デジタルテクノロジーの発展によりデータ利用量も 5 年間（2015 年 -2020 年）で 5 倍に拡大する見込みである。将来的に情報量の増加が見込まれる社会において、テクノロジーがもたらす効用は① IoT の活用によって、信用評価に必要なより詳細な情報が、銀行以外でもタイムリーに取得可能となる。②ビッグデータ利用によって、複雑で手間のかかる審査などの業務が大幅に自動化される。③ブロックチェーンの活用によって、膨大な設備投資が不要になり、より安全、低コストでインフラ基盤構築が可能になる。そして、現在の金融サー

ビスに「破壊と創造」をもたらすためにはIoT・ビッグデータ・ブロックチェーンといったテクノロジーを効率的に組み合わせることが重要となる。本レポートではFintech2.0がもたらす世界としていくつかのサービスの可能性について紹介している。

(1) IoT × ビッグデータ融合による動産担保融資業務の効率化

在庫や売掛債権を活用した資金調達手法として動産や売掛債権を担保とし、その評価・モニタリングを通じて企業活動をサポートする動産担保融資（ABL：Asset Based Lending）という手法が存在する。ABLは担保価値算定・モニタリングなど、借り手・金融機関双方の事務コストの大きさが最大の障壁となっており、この改善策として、IoT × ビッグデータによるFintech2.0の登場が期待されている。企業が保有する在庫商品や倉庫および機械設備にセンサーを取り付け、品質や所在の監視、設備の稼働状況をリアルタイムで取得し、データ解析を通じて逐次モニタリングすることにより、担保価値としての適正なリスク評価が安価で迅速に、しかも遠隔で行えるようになる。これにより金融機関は従来手をつけることができなかった動産担保融資に本格的に取り組むことができ、企業は設備の稼働状況に応じた適切な資金調達が行えるようになる。

(2) IoT × ブロックチェーン融合による貿易金融業務の効率化

「ブロックチェーン」とは、暗号化技術と分散ネットワーク技術を活用し、書き換えや改ざんが不可能な形でデータを記録・共有する仕組みである。最大の特徴は取引データを取引参加者が分散して保有、参照し合うことにより、大規模な中央管理システムを必要としない点にある。

近年、ブロックチェーンの活用を前提として有価証券や貿易金融、スワップ、デリバティブなどカウンターパーティリスク（*1）のある取引において、プログラムに記述された契約内容を自動的に強制執行可能な技術として「スマートコントラクト」という契約業務の合理化をサポートする概念が生まれている。

貿易金融業務では信用リスクをカバーするための信用状（L/C：Letter of Credit）や運送品の引き渡しを保証する船荷証券（B/L：Bills of Lading）を作成す

るが、一般的に書面での手続きであるため記載された情報の整合性と貨物の確認作業に多大な時間とコストがかかる。

こうした状況の改善策として、IoT × ブロックチェーンによる効率化が期待されている。輸出業者および輸入業者そして金融機関はコンテナなどに搭載したIoT デバイスにより膨大な積み荷の中から瞬時に該当のコンテナを識別でき、コンテナ内の積載情報（商品の個数や商品の品質など）をリアルタイムで把握する。そして、ブロックチェーンを活用した「電子信用状」「電子船荷証券」によって信用を担保し、IoT デバイスからの情報をトリガーとして金融仲介機能を排除した取引と資金の決済を可能とする。

貿易金融業務は「モノの移動に伴う支払いをペーパーレスで安価に、速く、簡単に、しかも透明性のある取引」として生まれ変わることが可能となる。

（*1）：取引の相手方が契約満期前に経営面で行き詰まり、契約上定められた支払いが履行されないリスク

4. Fintech2.0 実現に向けた道

Fintech2.0はIoT・ビッグデータ・ブロックチェーンといった革新的なテクノロジーにより、生産性の低い金融業務・サービスを破壊する一方で、新たなサービスを創造する未知なる力を合わせ持っている。新たなサービスを創造するプロセスにおいては、Fintech1.0に見られるITベンチャー企業と金融機関の「対立構造」ではなく、より大きなイノベーションを起こすために、お互いが保有する強みと弱み（例えば、情報収集能力、ブランド力、技術力、専門人材）を効果的に補完する必要がある。

本レポートの著者は最後にこうつぶっている。

「金融機関、ITベンチャー企業へのメッセージとして、自分たちだけでFintech2.0を実現できないのであれば、どうあっても協調するべきである」と。

金融や取引のあり方を根本的に変えていく可能性を秘めるFintech2.0であるからこそ、その実現のためには金融機関とITベンチャー企業の協力が不可欠である。

日立 総研

vol.11-1

2016年5月発行

発行人 白井 均

編集・発行 株式会社日立総合計画研究所

印刷 株式会社 日立ドキュメントソリューションズ

お問合せ先 株式会社日立総合計画研究所

東京都千代田区外神田一丁目18番13号

秋葉原ダイビル 〒101-8608

電話：03-4564-6700（代表）

e-mail：hri.pub.kb@hitachi.com

担当：主任研究員 宮崎 真悟

<http://www.hitachi-hri.com>

All Rights Reserved. Copyright© (株)日立総合計画研究所 2016（禁無断転載複写）
落丁本・乱丁本はお取り替えいたします。

日立 総研

www.hitachi-hri.com

